

午前10時3分 開会

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成11年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、15番 上野健二議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番 東 重弘君、8番 松原義樹君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、17番 島原正嗣君の質問を許可いたします。島原君。

17番（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。きょうはさわやかな天候に恵まれて、2日目のトップバッターとして質問をさせていただきますことを同僚の議員、先輩各位に心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、御指名をいただきましたので、本市第4回泉南市議会定例会に当たりまして、新進市民連合の立場から既に通告をいたしておりますとおり、大綱第7点にわたり質問を行わせていただく次第であります。ささやかな質問ではありますが、どうぞ皆さんの御理解をお願いしたいと思います。

私は、議員生活今年で39年であります。この長い歴史の中にありまして、その都度一般質問を行わせていただいているわけではありますが、今回は20世紀最後の議会という視点から質問をさせていただきますことに心から感謝を申し上げますとともに、感無量であり、またみずから大きな感動を覚えるものであります。

なお、この議会の最終日には、私の先輩でありライバルであります、最も尊敬に足りる林議員が本議会の一般質問の締めくくりをやられると、こういうことでございます。

さて今日、本市政を取り巻く内外の環境は、戦

後最大な不況の中、政治も経済も一向に安定されず、非常に厳しい状況のもとに置かれているところでございます。このような中で、私たちは市民のニーズや願いをどう実行していくのか、また新しい21世紀という時代対応をどうするのか、さまざまな課題が山積をされているところであります。地方自治行政の果たすべき役割と責任は、極めて重大であろうと思っております。

私は、本来の地方自治制度がいまだに実現されていないと考える一人であります。それは、地方分権と言いながらいまだに国家統制の3割自治や中央依存型、他者依存型体質からの脱却がなされていないからだと思うのであります。明治開国以来の追いつきシステムがいまだ持続をされているところに、問題点があると思っております。

今日では、あらゆる分野におきましてグローバル化が進み、国際的視野に立って対処しなければならない時代でございます。本市も明年は市制施行30周年という輝かしい歴史と伝統の年であります。また、新世紀へのスタートの年でもあります。本市は、この歴史的教訓と反省の上に立脚し、老年幼年を問わずすべての市民の願いを実現できる理想都市を構築しなければならないと考えるのであります。そのためには、議会、行政、市民、三位一体の環境づくりを行い、ともに共有できる社会、ともに支え合える社会、ともに信頼し合える社会に向けて最善を尽くすことが本市政の最重要課題であると思っております。

私は、以上の認識の上に立ちまして、これから具体的な質問に入らせていただきます。

大綱第1点の質問は、新年度の予算編成についてお尋ねをさせていただきます。

時期的に若干尚早ではございますが、2000年度、新年度の予算についての基本認識及び重点項目についてお伺いをしたい。また、あわせて財政の展望につきましてもお答えを賜りたいのであります。

国家財政も第2次補正予算後の国債依存度は43.4%と言われます。金額にして600兆円とも言われる状況であります。したがって、国同様に地方財政も税収の低迷で非常に厳しい状況のもとに置かれていると思っております。国・府に対しての財

政支援を今後どのように対応していくのか、このこともあわせて御答弁をいただきたいと思うのであります。

大綱第2点の質問は、熊取の京都大学等の原子炉問題についてお尋ねをいたします。

本問題は、先般の東海村でのJCO臨界事故以来、その安全性が強く叫ばれているところでありますが、本市と熊取町は地域的にも隣接し、もし東海村同様の事故が発生した場合、京大原子炉及びこれらに伴う関連施設への具体的な対応策についてお示しをいただきたいものであります。

また、本問題は国・府に対しましても徹底した安全確認を行わせる必要があると考えます。今日まで本市はどのような対応を行ってきたのか、御答弁をいただきたいのであります。

大綱第3点の質問は、葬祭場問題についてお尋ねをいたします。

今、市民の多くは、市営の葬祭場を何とかしてほしいという願いがあります。したがって、本市はこれらの施設設置についてどう対応されるのか、将来の展望も含めて御答弁を賜りたいのであります。

最近、特に新家地区を中心に民間、民営による葬祭場の進出予定があり、付近住民の反対署名活動も行われ、既に本市に提出をされている状況であります。本市はこれらの整合性や行政指導を今日までどのようになされてきたのか、また今後どのような対応を行うのか、あわせて御答弁をいただきたい。

大綱第4点の質問は、介護保険問題についてお尋ねをいたします。

この法律は、細部の詰めも十分になされないまま成立し、多くの課題が残されていることは、御案内のとおりであります。法の目的は、高齢者が増加する21世紀の日本の社会を暮らしやすくすること、自立支援を目的としたこと、地域に住む住民生活に責任を持つべき市町村を保険者としたこと、福祉の世界に競争原理を導入したこと、介護認定やケアマネジメントなどの実験性を持つ新しい手法を取り入れたことなど、まさに画期的なことではございますが、これを受け入れる市町村は大変なことであります。限られた財源、限られた

情報の中で、この法律の円滑な運営を求められるからであります。

問題は、保険料を支払う側からいえば、保険あって介護なし、サービスなしでは困るわけであり。したがって、本市は、この法律に沿っての保険料の決定や本制度に伴う介護サービスの基盤整備について、具体的な御答弁をいただきたいのであります。

介護問題第2の問いは、自立認定と判定された方々に対する具体的措置及び対応策はどのようになされるのか、このことについても具体的なお答えをいただきたいのであります。

大綱第5点の質問は、関西空港問題についてお尋ねをいたします。

関西空港第2期事業も順調にスタートしていると聞いておりますが、その後全体構想についての進捗状況について、理解をされている範囲での御答弁を賜りたいのであります。

空港問題第2の問いは、その後本市からの土取り問題やピーク時についての再要請はあるのかなのか、このことについてもお答えをいただきたい。

第3は、南ルート問題の進捗状況について、先般の空港対策特別委員会におきまして報告がなされたものであります。もっと具体的な状況説明をお願い申し上げたいと思います。

空港問題第4の問いは、陸上ルート問題についてお尋ねをいたします。神戸新空港もいよいよ着工に向けて事業の展開の準備等が進められているわけですが、問題は神戸空港開港後の関西空港とのルート問題は全く問題ないのかどうか。また、現関西空港の陸上ルートは行われているわけですが、今のところ障害とか問題とかいうのは出されていないのかどうか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

大綱第6点の質問は、教育問題についてお尋ねをいたします。

教育の基本は人間形成であり、かつ個性を生かし、自立可能な人間を形成し、育てることであると思います。21世紀の教育の基本ではないでしょうか。今、各地で発生をいたしております登校拒否や学校崩壊をどう防止されるのか。閉鎖的な

学校教育ではなく、個性を生かす教育が強く求められているところでもあります。私は、その実現のために学校単位での強力なリーダーシップが欠かせない必要要件であろうと思います。学習指導要領の改訂で予定されている総合学習の時間の導入や科目選択の拡大には、学校を挙げての取り組みが必要であります。特に校長は、学校教育法で学校をつかさどり、所属職員を監督すると規定され、法律の上では絶大な権限を持っておられるわけであり、したがって、私は学校単位での指導力がこれからの時代には極めて重要と考えます。具体的な問題としては、今日学校現場での問題行動の状況について御答弁を賜りたい。

学校問題第2の問いは、学校教育施設の改善策についてであります。学校別の改修状況と今後における改修計画についての御答弁をいただきたいのであります。

終わりに、大綱第7点の質問は、住宅問題についてお尋ねをいたします。

住宅問題第1の問いは、市営3団地に関するありますが、その後の進捗状況について具体的な御答弁を賜りたいものであります。

住宅問題第2の問いは、いろいろ考えておりましたが、まだこれは不透明だということで府営住宅の関係についてお尋ねをする予定でございましたが、このことについては省略をさせていただきます。

以上、大綱第7点にわたる質問であります。理事者におかれましては簡潔かつ明快な御答弁をお願いいたしまして、演壇からの私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（嶋本五男君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、熊取の京大原子炉問題に関しまして御答弁を申し上げます。

本年9月30日、茨城県東海村にあります株式会社ジェー・シー・オー東海事業所で起きました臨界事故は、避難や屋内退避等これまで我が国で経験のない大事故となり、国内を初め海外にも大きな波紋を呼んだところでもあります。そのため、国におきましては、原子力関連の諸法令の見直し

や改正作業に着手し、近々には一定の方向が示されるものと認識をいたしております。

また、大阪府内には東大阪市、熊取町と2市町には放射性関連施設があり、特に熊取町には京都大学原子炉実験所、原子燃料工業株式会社、住友電工ファインポリマー株式会社、そしてポニー工業株式会社の4つの放射性関連施設がございます。そのうち、住友電工ファインポリマー、ポニー工業の2施設につきましては、ウランなどの核燃料物質を扱っていないことから、臨界事故は起こらないものと考えられます。残る2施設につきましては、原子炉における実験や研究、原子燃料の製造等を行っております。

本市における取り組みといたしましては、原子力問題検討委員会を早速設置いたしまして、京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業に対しまして口頭で注意喚起を促しますとともに、施設見学を行い、作業内容と安全性について担当者の説明を受けております。

なお、原子燃料工業につきましては、監督官庁であります科学技術庁の立入調査の結果、保安規定に基づく臨界管理基準を定め、この中で各設備に対して質量制限値を定めて作業を行うこととしているなど、安全性の再確認がなされているところであります。

また、京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業に対しましては、今後より一層の安全管理の徹底に加え、万が一の事故発生時にも素早い対応がとれるよう、緊急時の連絡体制や定期的な放射線測定の結果報告など安全協定を締結すべく、準備を進めているところでございます。

これについて本市の国・府等への要望等の対応についてでございますが、先般開かれまして泉南地域の市長町長会におきまして私から、10キロ圏にとらわれずにこの泉南地域一体となって取り組むのがいいのではないかと提案をさせていただきました。皆さんの御賛同をいただきました。したがって、今後は泉南地域5市3町が一体となってこの問題に取り組み、国や府に要望するということの確認がなされております。よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から、大綱第1点目、新年度予算編成に關します質問につきまして御答弁申し上げます。

本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示しまず経常収支比率が平成6年度以降100%を超えるという極めて深刻な状況になってございます。こうした中、現在、平成12年度予算編成作業を進めているところでございます。

予算編成に当たりましては、限られた財源の中で最大の効果を上げるということを念頭に置きまして、市民福祉の向上を初め、地方分権時代に対応した財源の重点的、効率的な配分に努めてまいりたいと思っております。予算編成につきましては、現在作業を進めているところでございまして、来年度からの介護保険制度の実施に伴います福祉、教育、環境などの施策を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国・府に対する重点要望でございますが、関西国際空港を我が国を代表する国際ハブ空港に育て上げるため、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が必要不可欠でございます。そのためにも、関西国際空港全体構想と空港連絡南ルートとの早期実現とあわせまして、財政補助制度を中心に要望しているところでございます。

続きまして、健全な財政運営に向けての対応策ということでございますが、本市の財政状況は、平成10年度決算におきまして昭和61年以来の赤字決算となり、また財政構造の弾力性を示しまず経常収支比率が104.4%と非常に厳しい状況に直面してございます。

当面の対応といたしましては、行財政改革を強力に推進しますとともに、歳入におきまして、低迷する市税収入の向上を図るため、本年10月より大阪府の協力のもと特別徴収チームの編成を行いまして、徴収の強化に努めているところでございます。また、歳出におきましても、歳出総額のうち大きな比率を占めております人件費の抑制を初めといたしまして事務事業の見直しを積極的に進めまして、健全な財政運営を目指して全力を傾注してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 葬祭場問題のうち、市営葬儀場の建設につきまして御答弁申し上げます。

仮称泉南聖苑計画の施設整備の実現につきましては、多くの市民が早期整備されることを望んでいるところでございます。現在、私どもといたしましては、周辺地区の区長を初め役員の皆さん方には説明を申し上げるとともに、御協力を得るよう説明を行っているところでございますが、きょう現在、御理解を得られるところまでには進んでいないところでございます。今後につきましては、精力的に周辺地区住民の御理解、御協力が得られるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、島原議員御質問の介護保険問題に関する件について御答弁申し上げます。

まず、保険料の決定あるいは具体的なサービスの対応についてという分について、御答弁申し上げます。

介護保険制度は来年4月から施行されますことから、本市におきましても現在保険料算定の基礎となる介護サービスの必要量、供給量等の把握や、要介護認定等の準備作業に鋭意取り組んでいるところでございます。

保険料等につきましては、現在試算段階にあり、いまだ確定的な保険料算定には至っておりませんが、政府が先日発表いたしました介護保険法の円滑実施のための特別対策の中で、来年9月までを制度の本格的なスタートに向けての助走期間と位置づけまして、第1号保険料の半年間の凍結及び来年10月から1年間の半額軽減等の特別措置が出されたところでございます。

また、低所得者の利用者負担の軽減や家族介護支援対策、介護予防、生活支援対策等もあわせて示されており、本市においても現在円滑な介護保険制度導入に向け、この特別措置等の趣旨を踏まえ、具体的な対応を検討しております。

続きまして、自立判定された方々への市の対応という御質問であったかと思ひます。

本年10月から行っております要介護認定につきましては、11月30日現在で申請件数554件、判定件数244件で、このうち自立・非該当が8件となっております。

介護保険制度は、本人の心身の状態像に応じて介護サービスを提供するものであり、自立・非該当の場合は、基本的に対象外となります。しかしながら、現在の心身の状態像が仮に自立であっても、要介護状態への進行を防止し、在宅のひとり暮らし高齢者等が自立した生活を継続するための対応が市の施策として必要ではないかと考えているところでございます。

このような観点から、現在策定作業を進めております泉南市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で、その手法等について検討しているところでございます。具体的には、外出時の援助や食事、食材の確保等、生活支援を行う生活支援活動員の派遣や街かどデイサービスの導入等を検討しておりますが、今後国・府の助成施策の動向を踏まえ、その財源の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんの御質問のうち、空港問題、4点ほど質問がございましたので、御答弁をさせていただきます。

まず、全体構想の進捗状況ということでございますけれども、泉南市は関西国際空港の全体構想推進の立場にありまして、地元9市4町とともにその早期実現のためにいろんな場でそのための活動を行っております。昨年も関西レベルの関西国際空港全体構想早期実現促進期成会が発足しましたけれども、本市も加入いたしているところでございます。全体構想の一里塚として、段階的施行として2期事業が確実に進むことが必要であるというふうに考えております。

2期事業につきましては、御承知のとおり本年7月14日に着工となっております。2007年の開港を目指して順調に工事が進んでおりますけれども、今後も国、関空会社へ公約どおりの開港を要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、土取りの問題でございますけれども、本年7月14日に関空の2期事業の埋立工事に着手されておりますけれども、現在は目下、海底地盤の改良のための、つまり敷砂としての海砂の投入工事が行われているという状況でございます。

なお、埋立用の土砂の採取につきましては、大阪府、和歌山県、兵庫県から採取される方針でありまして、大阪府においては、岬町から7,000万立方メートルの採取が決定されておりまして、昨年12月に大阪府、大阪府土地開発公社、関西空港用地造成会社によって協定が締結されているところでございます。

泉南市のピーク時の対応ということにつきましては、知事の方から極めて困難という回答でございますので、現在のところそれ以上の進展はないということで御報告をさせていただいております。

次に、南ルートについての具体の動きでございますけれども、その南ルートの実現のためには、まず広域的な計画への位置づけ、その次に空港本島の物理的受け入れの可能性、3番目として施工方法、事業費、事業主体の問題等の課題解決に向けた取り組みを進める必要があるというふうに考えております。既に平成8年12月には大阪府大阪湾臨海整備計画に位置づけられたこと、また昨年11月には堺市以南の9市4町で構成する関西協の国、府、関空会社への要望書の共通要望事項となったこと、また本年には岸和田以南の阪南5市3町町会連絡協議会の要望項目にも取り上げられ、7月には関空会社へ要望書が提出されるなどその理解の輪は広がっております。また、11月29日には技術的観点から工法等について研究するための南ルートアクセス研究会が、本市、大阪府、関空会社の三者によって発足いたしました。

一方、本年3月には国土、運輸、建設など5省庁によってまとめられた「関西国際空港を活用した広域国際交流圏整備計画調査報告書」に災害時の有事に際しても空港機能を安定的に発揮させるため、選択多様性のあるアクセスの確保に努めるとの考えも示され、さらには11月10日には、衆議院運輸委員会で二階運輸大臣が運輸省としても空港連絡南ルートについての調査研究を行ってまいりたい旨の答弁があるなど、これまでの本市

の施策や活動が着実に理解と前進を得ているところであります。

したがって、今後はより積極的な広がりを持った活動を展開していくため、泉南地域と和歌山市や紀北の各自治体に参画をいただいた期成同盟会のような組織を設立し、国を初め関係機関への要望活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

それと、陸上ルートの問題ということでございますけれども、新飛行経路、陸上ルートは昨年12月3日から導入されております。ついては、地元と共存共栄する空港という関空建設の理念を踏まえまして、運輸省が示した環境面の特別の配慮が引き続き今後も確実に履行されるよう、またこれが遵守できない状況が生じた場合には、実効性のある対応策や厳しい措置がとられるよう、いわゆる五者協等の場を活用して国、府、空港会社に対して強く主張してまいりたいというふうに考えております。

さて、神戸空港につきましては、神戸市が設置、管理する第3種空港としての神戸ポートアイランド沖に、500メートルの滑走路を1本、面積272ヘクタールの規模で建設されるもので、関空2期事業が供用開始される2年前に当たる2005年が開港予定で、御承知のように本年9月13日に着工されております。神戸空港が完成しますと、大阪湾ベイエリアには関西、伊丹、神戸の3空港が併存することになりますけれども、それらの規模から、当然関空は国際空港、伊丹は国内拠点空港、神戸はローカル空港と機能が異なり、確実な役割分担が求められます。

なお、神戸空港が開港しても関空の処理能力に影響を与えないよう、空域調整案を運輸省の技術的な助言のもとに平成6年に兵庫県及び神戸市が作成しており、それをベースに2005年の神戸空港開港までに関空との整合性を図りながら調整される予定というふうに聞いております。

大阪湾ベイエリアで3空港時代を迎えるに当たりまして、その相乗効果を期待するとともに、私どもは当然に安全な航空機飛行が推進されるような運航体制の確立を強く求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 御質問のうち、学校教育における問題行動について御答弁をさせていただきます。

その前に、教育の大きな目標である人間形成、また個性の伸長を図るために、今後新しい指導要領で出てまいります総合的な学習の導入あるいは選択履修の拡大に向けて、学校を挙げて取り組むべきである。また、校長の強いリーダーシップが大切であるとの御指摘をいただきました。我々といたしましても、そのとおりであるというふうに考えてございます。

さて、主な問題行動の発生件数を申し上げますと、平成10年度につきましては、生徒間暴力が23件、対教師暴力18件、器物破損4件、平成11年10月末現在では生徒間暴力14件、対教師暴力28件、器物破損11件であります。また、シンナー吸引、オートバイ盗、万引き等も、少数ではありますが、引き続き見られております。

このような問題行動に対し、学校現場も指導体制の強化と指導方法の工夫改善に努めているところですが、今年度は特に関係諸機関との連携により暴力行為に対する指導を図るとともに、学校公開を積極的に行い、保護者、地域の方々に学校の現状を知っていただいたり、子供への声かけなど地域ぐるみで学校を支援していただき、一定の成果も見られるようになってまいりました。

教育委員会の対策といたしましては、中学校3校にスクールカウンセラーの導入、2校に心の教室相談員を配置、また1校にすこやか教室事業として加配教員を配置しているところでございます。また、小学校、幼稚園に対しましては、スーパーバイザーが巡回をしておる状況でございます。さらに、生徒指導は生徒理解に始まり、生徒理解に終わるという観点に立ち、理解のためのカウンセリングの方法などのスキルを磨くための研修も行っているところでございます。

今後とも、各学校に対しまして実情に合わせた家庭、地域との連携や関係諸機関との連携を図るとともに、授業改革や生徒会活動の充実に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育問題に関する件で、教育施設の改善についてを御答弁申し上げます。

議員には、さきの文教消防常任委員長として在任中は、教育施設の改善に対しまして多大の御心労をおかけし、恐縮に存じております。教育環境整備の充実を図るため、可能な限り施設の改善に努めてまいっておりますが、各施設とも竣工から二十数年経過しており、経年劣化が進んでおります。施設整備につきましては、現在、危険性、緊急性のあるものから優先的に実施いたしております。

昨日、教育長が井原議員にも御答弁申し上げますが、今後の整備方針といたしましては、新たに消防設備や雨漏り等の補修改善に力を注ぎまして、大規模改修を計画的に実施すべく、耐震診断実施に向け努力をしまいたいと考えております。

今後とも、財政状況の厳しい折ではありますが教育施設整備予算の確保に可能な限り努め、施設の整備充実に努めるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわしい安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 大綱3点目の葬儀場問題に関する件、民間の葬儀場の行政指導は、今後の対応はという御質問でございましたが、お答えをさせていただきたいと思っております。

葬儀場につきましては、現在、新家地区にJRを挟んで2カ所、立地並びに計画があります。そのうち海側の1カ所につきましては、市道樽井大苗代新家線沿いでございまして、山側につきましては府道の大阪和泉泉南線沿いでございます。海側の葬儀場の建物につきましては、市街化調整区域のため、その使用用途並びに違法性に対する措置等は、大阪府において現在指導が行われているところでございます。

次に、山側の現在計画申請手続中でございます

ガソリンスタンド跡地の葬儀場につきましては、市街化区域でございますので、法的には立地可能であります。この計画の今後の手続といたしましては、建築確認申請となるものであります。しかし、多数の周辺住民から日常生活の住環境の悪化が予測される施設ということで、建築反対の陳情書が提出されている状況の中で、開発者に対しまして陳情書の趣旨を理解するよう周知するとともに開発指導要綱に基づく指導はもとより、周辺住民の居住環境に配慮し、特に駐車場については、前面道路等に駐停車を行わないよう必要台数に応じた駐車場計画を行うよう指導を行っているところでございます。

次に、大綱7点目の住宅問題に関する件でございますが、進捗状況はどうかということでございますが、現在、大阪地裁の堺支部におきまして計4回の公判が開かれております。その状況についてでございますが、原告であります入居者側から、またあるいは被告でございます市から、それぞれ書面をもちましてこの事件に対する経緯の説明、考え方、主張等をそれぞれの立場から行っており、ところでございます。また、証拠の書類としてそれらを説明する資料を提出しているという状況です。

市といたしましては、原告からの釈明を求められた事項に対し明確に答弁するとともに、過去からの経緯や経過がわかるような資料は直ちに裁判所に提出するなど、一刻も早い解決に向けて全力を挙げたいと考えております。

また、この訴訟の間の建てかえについての考え方は、本住宅は、敷地はまあまあでございますが、建物は狭小でございますが、かつ老朽化が激しいので現在の住宅に対する要求水準は満たしていないというふうに考えておまして、これらの更新を含めて供給戸数の拡大を図る必要があるとの認識のもとに、再生マスタープランは策定したものでございます。したがって、判決をいただきましたら直ちに市営住宅の建てかえとしての基本方針に基づき、入居者の方々との話し合いを行い、建てかえに対する御理解を得るべく、努力を傾注する所存でございます。

以上でございます。

副議長（角谷英男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 1つ1つ再質問をさせていただきます。

新年度の予算編成について、申しあげましたように若干時期が早いということもあろうかと思えますけれども、施策の上での重要な新年度の予算の重点項目は何かということをお聞きしたんですが、具体的な御答弁はございません。これと言った、全部重点項目だといえそうですけれども、一定来年度のそれぞれ市町村が立てております取り組む予算の中で、一、二あればお示しを願いたいというように思います。

ただ、私はこの中で御指摘を申し上げておきたいのは、財政問題でございますが、御答弁にもありましたように、泉南市の財政状況も非常に厳しい中に置かれております。公室長がおっしゃいましたように、決算委員会でも私も再三御質問しましたけれども、指数にいたしましても100を超えていると。しかも、泉南市の市税収は総額どれぐらいですかね。約100億程度あるんじゃないですか。その中で歳出の面では人件費にほとんど食われていると、こういう状況だと思えますね。

したがって、一般の事業ということについては、補助事業なり起債事業以外にほとんどできないということになるのではないかと思います。できれば自主的な財源確保のために本市としての考え方をお聞きしたいと思います。これが1点です。

もう1点は、今全国的に問題になっております土地開発公社の問題であります。

日本の中でこの開発公社なるものの土地を概算しますと、約7兆円と言われております。これはもちろんバブル景気、バブルの時代に買い入れた市町村の用地もございます。これは主に学校用地とか保育園とか幼稚園とか道路とか、そういうことををらんで公社の方で買収されているようですが、特に横浜市では1,800億、これが日本では最高ではないかというふうに言われております。うちの場合もそうですけれども、どこともこの借金に対する金利返済に非常に困っていると、苦しんでいる、こういうことでもあります。福岡市なんかは、もう全部、公社の抱えている土地は売却するというふうにも言われております。

したがって、将来利用目的のない土地の処分というものは、きのうも井原議員ですが、御指摘ありましたんですが、早々に検討して何らかの方法で財源措置をしないと、金利で相当の歳出負担ということになってくるのではないかというふうに思います。

これは、私は最終的にだれが責任をとるかということになるかと思うんですけども、この責任論はやっぱり国にも一定の責任があるのではないかと。したがって、市町村にももちろん責任はありますけれども、こうした公社の抱えている土地の処分というものについても、これはやっぱり早いこと何とか目標を立てて処分をするならする、利用目的があるならある、こういうことの措置の方が必要ではないかと思えますが、その点について御答弁をいただきたい。

副議長（角谷英男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） まず、第1点目の来年度の予算の重点項目は何なのかということでございますが、御案内のとおり来年度介護保険がスタートする年でもございます。それに向けて万全の対応をしていく必要があるものと思っております。

また、特にことしになりましていろいろと社会的問題になってございますが、学校に関しましていわゆる施設面からの充実ということがこの議会でも論議されてございますし、そういった面からの対応ということも必要ではないかと思っております。限られた予算の中でございますが、市長の標榜してございます「水・緑・夢あふれる生活創造都市」の実現に向けまして、各限られた予算の中で市職員が知恵を出しながら対応してまいりたいと思っております。

それと、人件費のことについて御質問ございましたが、確かに10年度で申しますと、市税が104億円に對しまして人件費が64億円というふうな中身になってございまして、かなりのウエートを占めているわけでございます。こういう中で財源確保といたしましては、やはり先ほど答弁させていただきましたように、徴収率のアップということも必要でございますし、それとあわせて各種財源確保のために、府はもちろん国に対し

ます補助制度の充実ということをやはり組織を挙げて要望していくことも大事ではないかと思っ
ているところでございます。

それと、公社の問題につきまして御質問もござ
いました。確かに、この問題も本市にとりまして
は重大な問題になってございます。毎年の支払い
の利息総額が約2億以上という状況でございます。
現在の金利が低利という中で返済でございます
ので、今後これ以上の低利ということが考えられ
ないと、これ以上金利につきましては上昇してい
く中では、現在抱えてございます長期保有地の処
分が第一の課題であると認識してございます。

そういう中で、昨日も答弁させていただきまし
たように、現在抱えてございます保有地の処分、
これにつきましても府の貸付金等の利用を図りな
がら、できるだけ早期の処分に努めますとともに、
議員御指摘のように、現在持っております保有
地につきまして、処分を含めました対応を考えて
いく必要があると認識してございまして、その点
につきまして12年度から実施すべく、現在それ
の事務作業を行っているところでございますので、
よろしく御理解をお願いしたいと思います。

副議長（角谷英男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 7項目ほどありますから、
できるだけ簡潔に絞って、もう時間もございませ
んのので、1番目の予算編成については、もう意見
にかえておきますけども、基本は健全な財政をど
うしてつくっていくか、こういうことだと思っ
ます。問題は、泉南市の財政状況の中から考えま
すと、公社の抱えている保有地等の処分を早急に
しないと、今御答弁ありましたように、年間2億
ほどの金利負担ということになってきているわけ
でありますから、ぜひひとつそうした面について
も配慮して考えていただきたい。

参考まででございますが、福岡県の久留米市等
は、今後公社が土地を購入する場合は、ただ一部
の、例えば公社なら公社だけの協議会、評議会、
幹部会だけではなしに、例えば公社あるいは財政、
それからそれを担当する総務、その三者の中で土
地の取得を考えていくと、こういう新しいシステ
ムがあるようであります。

したがって、利用目的のない資産、財産につい

ては原課の方で御検討いただきまして、財政の有
効な活用になるような方法をぜひ考えていただき
たいと思います。

それと、京大の原子炉の問題でございますが、
市長、11月3日の読売新聞によりますと、泉南
市長と原燃熊取製造所との安全協定ということが
書かれておりますが、このことは真実どうなのか、
一度お答えをいただきたいと思っ

副議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私として安全協定を結びた
いというふうに考えておりまして、それはそのと
きの記事だと思っ

副議長（角谷英男君） 島原議員。

17番（島原正嗣君） ぜひひとつそういうこと
で安全協定の締結をお願いしたい。もう既に貝塚
とか泉佐野の方では、製造所との安全協定が――
このごろどうなっているのかちょっとわかりませ
んが、御答弁は要りません。結んでおられるとか
何とかいうことも聞きますので、ぜひお願いをし
ておきます。

それと、葬祭場の問題でありますけれども、聞
きおくところによりますと、上の方のガソリン
スタンドのところにできる葬祭場につきましては、
もう1,000名近い署名をいただいて市の方にも
出ているようでございます。今、事業部長御答弁
をいただきました。まさにそのとおりだと思っ
ますけれども、やっぱり地域住民の開発要望等も
大事であります。

私は、これを否定するものではありませんけど
も、問題はその地域周辺の住民の皆さんの整合性
をどう図っていくかということで、行政の方もぜ
ひひとつ第三者というよりも、当事者としての立
場から双方の調整役をしてあげないと、人間とい
うのは感情の動物でありますから、いいものが来
るんでしたら、大蔵省のお金を印刷する工場が来

るというんやったらみんな喜ぶでしょうけれども、えらい失礼な話ですけども、余りこういうものについてはどうかというふうな住民の意識なり考え方があると思うんです。私の家の前にこういうようなものをつくられても、そら最初は余りありがたくないというのが人間の本来の姿ではないかというふうに思いますので、原課としては大変苦しい選択を迫られると思いますが、問題は、住民が、あるいは業者の方とちゃんと調整をしてあげて、理解のできる施設になるような方法でちゃんと行政が指導をすべきではないかと私は思いますが、もう一度事業部きって、いやいや泉南市きっての理論家であります山内部長の御答弁をいただきたい。

副議長（角谷英男君） 山内部長。

事業部長（山内 洋君） 理論で問題は解決しないでございます、基本的には私も近隣の住民になった気持ちで行政指導、また業者に対する要望、これは行っていきたいというふうに思っております。

副議長（角谷英男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） あんた時々妙なことを言うんですが、頭にくるようなことを余り言わせんというほしいんです。何も事業部に全部責任があるということ言ったことはない。議事録を起こしたらわかるんで、問題は、住民と——いいですか。開発業者との間に今問題があるわけです。それを行政がどう調整していくかというのは、これは役所の仕事なんですよ。いいですか。だから、私はやわらかく言えばやわらかく言いますが、横になるんやったら何ぼでも横になりませ。

いずれにしても、もっと親切に双方の調整役を——あなたが一番偉いわけですから、事業部では、受付担当課の中では一番あんたが権限があるわけですから、それをうまく円滑な形で調整をしてやってほしいと、こういうお願いをしているわけです。これは意見だけにしておきます。

それから、介護保険の問題であります、これは大変だと思っんです。きのうのテレビを見ておきますと、またいろんな介護に対する認識が変わってきているようでありますが、きのうのテレビ報道、NHKによりますと、介護報酬の関係が

ら、都市部についてはさらに5段階のランクを設けて、例えば大阪でございますと5つのランクに分けているようでありますが、6%上積みすると。これは全く患者負担なりお年寄りの方にひっかかってくと、こういうことを言われているわけですが、まだ原課の方にはそのような料金なり何なりの上積みの話は伝わって来てないのか、担当課の方で簡潔に御答弁をいただきたいと思ひます。

それと、もう1つ、介護認定の場で、5ランクあるわけですが、その中で漏れた方々、現在も介護受けてるんやけども、わしはもう介護受けれると、適用されると思うてるんやと。人間ですからいろんな含みもあります。その漏れた方々のサービスは、いやいや、もうあんた漏れてるんやから自立しなさいというふうに切っていくのか、あるいは、いやある一定の上積みなり横出しなりという前提があるわけで、市としてはこのことについてどうなのか、簡単にお答えをいただきたい。

副議長（角谷英男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 最初の御質問の介護保険の地域区分の問題だと思ひます。それにつきましては、ある程度大阪府全体、あるいは全国的にどういった形で点数を1点当たり何円にするかという議論がなされております。ただ、その問題につきましても、現在市域別にそういった区分がなされておまして、これでは例えば近隣の市ともしその数字が違ってくるといふことになりましたら、当然その辺では混乱を招くということもございしますので、今現在また国の方にどういった形で——要するに皆さんの合意を得られるようなそういった点数の区分ですか、それについても一遍再考を願っているところでございします。ただ、具体的にどういった形になるかというのは、我々としてもまだつかんでおりません。現状はそういうことございします。

それと、もう一つは認定漏れの方についてどういふふうな対応をしていくかということございします。これにつきましては、先ほど答弁の中でも言わしていただきました。これにつきましては、当然要介護状態の進行を防止するとか、あるいは在宅のひとり暮らしの高齢者等が自立した生活を継続すると、そういったことのために、やはり市

としても何らかの施策が必要ではないかと、このように考えております。

それとまた、今回国の方から特別事業という形で、介護予防でありますとか、あるいは生活支援対策とか、こういった形で示されておりまして、また具体的な施策等も今後示されてくると、このように思います。そういった中で、我々としてもその施策のあり方、あるいはどういった施策を進めていけばいいのかというところも検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（角谷英男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 何分までですか。

副議長（角谷英男君） 4分までです。

17番（島原正嗣君） あと三、四分ですな。関空問題は私も空港委員に入っておりますから、また次の委員会で発言をさせていただきます。

教育問題も今西坂部長の方から御答弁いただきました。ぜひひとつ非行の防止、あるいは学校での暴力問題等の防止にひとつ、きのうも北出議員の方から御指摘ありましたが、ぜひ懸命な努力をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、住宅問題でございます。これもまた事業部長の方で御答弁いただけるんですが、人間のことでありますから、なかなかそれぞれの利害が絡みますと思惑どおりにどちらともいえない部分が確かにあります。もともと他人同士が議論をしているわけでありまして、たまには感情的な議論にもなるかと思いますが、ただ私はもっと行政が寛容な心をもって市民に対応してほしいなと。私は寛容やけども、相手が寛容でないと、寛大でないというふうな言い方もあります。けれども、市民と行政が争うということは、余り好ましくありません。ある意味ではもっと和解のできるような、円滑な解決ができるような、この住宅問題については対応してほしいなというような思いですが、部長のお考えは、いや、おれはとことん行くんやというんならそれで結構ですから、一応この住宅問題の今後の展望について、もう一度お答えをいただきたい。

副議長（角谷英男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 行政がいろんな事務を

行っていく上で、いろいろな係争も起こってくるわけでありまして、それについては、基本的には両者の話し合いによって解決するのが基本でございます。住民を訴える、また訴訟を起こされるということは、ほんとに費用もかかりますし、好ましいことではないという認識は私も持っております。

また、今回訴訟になっております住宅問題にいたしましても裁判が4回行われたわけでありまして、今後一、二回である程度の方向性、これが見えてくると思います。そのときには、行政側もある面では折れる必要もあるのではないかなという認識を持っております。ここ一、二回の裁判の状況は、議会も見定めていただきたいというふうに思っております。

副議長（角谷英男君） 島原議員。

17番（島原正嗣君） ぜひ住宅問題につきましては、現在係争中でありまして、我々第三者が口を挟むのはどうかとも思いますけれども、問題はお互い誠意を持って、特に行政の方は、今申し上げました寛大な気持ちで対処してほしいなと思います。

大体、以上予定をしておりました大綱第7点の私の愚かな質問はこれで終わりますが、先ほども申し上げましたように、今年もあと15日程度で終わりです。来るべき2000年の新しい年を迎えるわけでありまして、どうか皆さん、希望に満ちた新年を迎えていただきますよう心から御祈念をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（角谷英男君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。

次に、18番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山君。

18番（上山 忠君） おはようございます。新進市民連合の上山でございます。同会派の島原氏に引き続き、平成11年第4回泉南市議会において通告に従い質問を行います。

今議会は今年最後であります。ということは、20世紀最後の議会となります。来る21世紀が泉南市民にとって住んでよかったと実感できるよう、議会人として精進してまいりたいと考えてお

ります。

さて、国政を見てみますと、自・自・公連立のもと臨時議会が召集され、重要法案が審議されていますが、衆議院の定数削減、介護保険の保険料徴収の延期、政治資金規正法の延期など、連立の中でいきしみが出てきています。国民は、いまだバブルの後遺症での不況の中でもがき苦しんでおります。その中で連立政権は、財源の裏づけもなく、景気浮揚策と称して赤字国債を発行しています。国債発行残高が500兆円を超えている現況の中、連立内閣小淵丸は途中で沈没するのか、それとも対岸——つまり国民の声でございませぬけども——に着けるのか、政治は国民の顔を見て将来に禍根を残さないようにすべきではないでしょうか。

さて、我が泉南市を取り巻く環境はどうでありましょうか。通告に従い、大綱6項目にわたって質問をいたします。

大綱の1点目、財政問題についてお聞きいたします。

つい先日の新聞報道で府下池田市において、財政悪化を理由として市長及び特別職の給料を2年3カ月にわたって減額するとのこと。その理由は、財政状況が厳しい中で特に人件費の割合が高く、1年での好転は難しいと判断したとのこと。ちなみに池田市の経常収支比率は112%、全国ワーストツートのこととございます。我が泉南市は104.4です。特別職及び管理職の手当について減額されているのも承知していますが、小手先の対策では何ら解決策にならないのは、理事者側の皆さんも百も承知だと思いますが、いかがでしょうか。つまり、義務的経費の中で今まで聖域とされてきた人件費に手をつけざるを得ません。

そこでお聞きします。各種手当の見直しについてどの程度まで進んでいるのか、お示しください。

手当の1つである時間外手当についてお尋ねします。過去5年間の時間外勤務時間、時間外手当額、平均単価、人件費に占める割合についてお示しください。

大綱の2点目、介護保険についてお尋ねします。

介護保険制度は、利用者の選択により保険・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用で

きる仕組みを創設するものであり、また従来市町村みずから、またはその委託を受けた者に限られてきた福祉サービスの拡充を図ろうとするものである。さらに、給付と負担の関係が明確な社会保険制度とすることにより、国民の理解を得ながら今後増加が見込まれる介護費用を支えていこうとするものである。これが介護保険法制定の趣旨である。この法律の趣旨を尊重しながら、各地方自治体は平成12年4月1日施行に向けて鋭意努力されています。この時期介護認定作業が行われていますが、認定から漏れた高齢者の支援をどのようにされようとしておられるのか、お示しください。

また、厚生省は介護保険認定漏れ対策の詳細を公表していますが、そのとおり泉南市はできるのか、お示しください。

大綱の3点目、入札問題についてお尋ねします。

私が議員となって3年を経過しましたが、その間入札行為での談合情報が数回にわたって寄せられ、その都度談合があったのかなかったかの調査に関係者は奔走され、本来の業務に支障を来したことは明らかであろうと思います。

そこで、談合防止策として抽せん型入札制度を1年間の試行として実施され、それなりの効果を上げてき、今後も継続されるのではないかと考えていたやさき、抽せん型は入札に参加される業者からの申し立てにより廃止され、それにかわるものとして、入札参加業者の数をふやし、談合情報があった場合のみ抽せん型に切りかえる制度に変えられ、今日に至っていると記憶してますし、間違いなと思います。

そこでお尋ねします。大阪府は、歳出抑制、不祥事防止策として予定価格の事前公表を来年の1月から実施すると発表されましたが、我が泉南市においても大阪府と同様、来年の1月から入札制度を変更し、予定価格、最低制限価格の事前公表及び設計委託、施工監理委託等の事前公表について実施するとのことですが、東大阪市において同様の制度でもって入札行為を行い、入札参加業者の入れ札が予定価格に張りつき、抽せんを決めたことがありましたが、我が泉南市においても今後予想されるが、このようなことが起きた場合、ど

のように対処されようと考えておられるのか、お示してください。

次に、消費税の納入についてお尋ねします。

会計検査院は国税庁に対して、事業者による消費税の滞納の防止策をより強力に進めるよう改善を求めました。昨年度に発生した税の滞納総額1兆6,383億円のうち、消費税の滞納は44.2%の7,249億円に上っていると。消費税は89年4月に導入され、98年4月に3%から5%に、そのうち1%は地方税分に充てるよう改正されました。平成10年度には地方消費税交付金として泉南市に5億8,500万円が交付され、貴重な財源の1つでもあります。国民からの預り金を滞納していること自体、許しがたい行為であります。消費税は国民福祉の重要な財源であるとして、国税庁はその対策として、各自治体が行う入札資格審査の際に事業者消費税の納税証明書の添付を義務づけるよう要請しているが、これを実施しているのは20都県、251市区町村にすぎないと報告されていますが、我が泉南市はどのようにされているのか、お示してください。

大綱の4点目、少子化支援についてお尋ねします。

日本の社会は、少子・高齢化に向けて進んでいます。高齢化対策として介護保険、地域ぐるみの支援などにより、高齢者自身が自立できるよう進められていますが、少子化対策としてはいろいろの施策が行われていますし、また今回、国から交付される少子化対策臨時特例交付金を活用し、泉南市少子化対策基金条例を制定されようとしています。この交付金の交付対象となる事業は、保育所待機児童の解消を初め、地域の実情に応じて市町村が実施する少子化対策の呼び水として、効果的な創意工夫のある幅広い取り組みの保育、教育等の事業などと限定されているように感じますが、いかがでしょうか。

例えば、来年4月1日から施行される道路交通法の一部改正で、ドライバーは幼児——6歳未満の子供を乗せるときはチャイルドシートを使用しなければなりません。これに違反すると点数1点が付加されることになっていますが、チャイルドシートには乳児用と幼児用の2種類があります。

金額的にも10万円から4万円と高価であります。子育て支援の一環として、交付金基金から購入し、希望者に貸し出すことはできないのでしょうか、お示してください。

次に、大綱の5点目、歩道のバリアフリー化についてお尋ねします。

今、身体に障害のある方についても、家の中に閉じこもらないように家の外に出て動き回ることが機能回復につながるとされていますが、市内の道路では歩道のない道路がほとんどであり、幹線の道路で歩道があっても、歩道上に障害物や段差の高いスロープ等があり、健常者でも歩きづらいのが実情ではないでしょうか。

最近、障害者や足の不自由な方が車いすや電動車いすで行動されるのをよく見かけますが、歩道を通りたくても障害物が多く通れないため、やむを得ず車道を通っておられます。この実情を行政としてどのようにとらまえておられ、どのように改善しようとおられるのか、お示してください。

通告の最後になりましたが、ごみ問題についてお尋ねします。

今、世の中は大量生産・大量消費型社会から脱却し、人と自然が共生できる資源循環型社会に移行しようとしています。大阪府は、ごみ減量を目標として2001年度の予測値607万トンに対して90万トン、つまり15%の数字を上げております。ごみ排出量の三、四割を占めている生ごみの減量に、市民一人一人が真剣に取り組む時期に来ているのではないのでしょうか。焼却することによる弊害は、既に承知されています。各家庭や事業所などでの生ごみの削減は、決め手になると言えるのではないのでしょうか。自然から生まれたものは自然に返す。理にかなっていると思いますが、いかがでしょうか。

そこで、お聞きいたします。給食センターや小・中学校での給食の生ごみの処理はどのようにされているのか、お示してください。また、ごみ減量化での有料化についてどのような考え方をお持ちか、お示してください。

多岐にわたっての質問ですが、誠意ある答弁を期待して、壇上での質問を終わります。答弁の内容次第では自席にて再質問をさせていただきます

ので、よろしくお願ひいたします。御清聴ありがとうございました。

副議長（角谷英男君） ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、入札制度の改正について御答弁を申し上げます。

入札制度については、過去からあらゆる事項を検討しながら、談合防止、それから公正な入札制度の確立に向けて努力をしておりますが、実施いたしますと色々な問題点が惹起をしております、その都度改正をしております。

今回、御指摘ありましたように、来年1月から予定価格と最低制限価格を事前公表することいたしました。その場合、御指摘がありましたように、各市の状況を見ますと、上値に張りついたところも聞いておりますし、あるいはまた下値に張りついたところもあるというふうに聞いておまして、さまざまな結果が出ているようでございます。張りついた場合、どうするのかということでございますけれども、これはもちろん同額であれば抽せんにより落札者を決定するというようにしたいというふうに考えております。

それから、今回の一応試行という形にさせていただいております。といいますのは、御指摘ありましたように、制度試行いたしましたして一定期間状況を見ないとわかりませんけれども、例えばまた上値張りつきばかり起こるといようなことであれば、またこの制度に対する新たな考え方の変更もしないといけないというふうに思いますので、一応は来年1月から試行という形で行ってまいりたいと考えております。うまくいけば定着をさせたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、消費税の納入についてでございますが、御指摘ありましたように会計検査院からの指摘もあり、本市といたしましても、現在におきましては消費税の納税証明書までは添付を義務づけておりませんが、平成12年度の指名願の申請時からこの消費税の納税証明書の添付を義務づけたいというふうに考えております。

したがって、過去においてこういうことの証明書が発行できないというものについては、当然納

入をしてそれ取得していただくか、あるいはないものについては指名願の受け付けはできないということに改めたいと考えております。いずれにいたしましても、今後とも透明性の高い、公正な入札制度の拡充に向けまして努力をしておりますと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

副議長（角谷英男君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 上山議員の御質問のうち、人件費の件につきまして、各種手当の見直し並びに時間外勤務手当の5カ年の経過ということで御答弁をさせていただきます。

行財政改革を進めていく中で、人件費の関係での取り組みでございますけれども、先ほど議員からも御指摘ございましたように、特別職の給料の減額、管理職手当の一部減額、また超過勤務手当の縮減等を実施いたしているところでございます。

しかしながら、今後の財政状況もすぐには好転しない状況の中で、各種手当の見直しや定期昇給の延伸等についても、関係団体に対して事前協議の申し入れを行っていることは、議員も御承知のことと存じます。

その中で、特殊勤務手当の見直しの進捗状況でございますけれども、現在39項目の手当がある中におきまして一定の絞り込みを行い、これまで特殊勤務手当の問題だけで2度にわたりまして協議を行っているところでございます。今後もさらに精力的に協議を重ねて、早期に解決を図りたいというふうに考えております。

次に、時間外勤務手当についてでございますけれども、これはきょう御報告できますのは、一般会計の人事課所管分ということで把握している数字について御報告を申し上げたいというふうに思いますけれども、平成6年度から平成10年度までの5カ年間の実績でございますが、まず時間外の勤務時間といたしまして、平成6年度では6万503時間、平成7年度では5万3,463時間、平成8年度は4万8,900時間、平成9年度は4万2,919時間、平成10年度は3万6,152時間ということで、平成6年度から10年度までで約6割程度に時間数として落ちてきているという

ことでございます。

それと、時間外手当の金額でございますけれども、平成6年度は1億3,056万6,000円、平成7年度は1億1,868万9,000円、8年度は1億1,207万9,000円、9年度は1億1,207万4,000円、10年度は8,777万7,000円ということで、金額も67%程度まで落ちてきているということでございます。

単価につきましては、職員の単価、給料が上がってきておりますので、徐々に増加しております。平成6年度は1時間当たり平均2,158円だったものが、途中省略させていただきまして、10年度は2,428円ということで増加をいたしております。

それと、人件費に占める割合ということでございますけれども、人件費に占める割合、全体の人件費を含めた中でございますけれども、平成6年度は2.3%であったものが10年度は1.38%ということになっております。

超過勤務手当につきましては、毎年徐々にでございますけれども、減少傾向ということでございますけれども、これも全部がなくなるわけではございませんで、この辺で一たんとまってしまうのではないかなというふうに思っておりますけれども、今後とも適正な執行については努力していきたいというように考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（角谷英男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 上山議員御質問の介護保険認定について、特に認定漏れの高齢者の方々についてどういうふうに支援をしていくのかということについて御答弁申し上げます。

泉南市におきましては、本年10月から要介護認定作業を進めております。その中で、現在までに自立等に判断された方が8件という状況になっております。介護保険制度におきましては、本人の心身の状態像に応じて介護サービスを提供するものでございまして、自立等の場合には基本的には対象外になると制度上なっております。

しかしながら、現在の心身の状態像が仮に自立であっても、要介護状態への進行を防止し、在宅

のひとり暮らし高齢者等が自立した生活を継続するための対応が、市としてもそういった施策の展開が必要ではないかと考えているところでございます。

特に、従前よりサービスを利用されている高齢者で介護保険対象外の方々につきましては、現在のサービスが生活の一部になっているということもございますので、このようなことについては特段の配慮をしていきたいと、このように考えております。

このような観点から、現在策定作業を進めております市の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の中でその手法等について検討してまいりたいと、このように考えております。具体的に言いますと、外出時の援助や食事あるいは食材の確保等、生活支援を行う生活支援活動員の派遣、あるいは街かどデイサービスの導入等を検討してまいりたいと、このように考えております。

それと、先日、国の方が介護保険法の円滑な実施のための特別対策という形で6項目ほど発表されました。その中で、特に要介護認定で制度の対象外となる高齢者の方々について、介護保険法とは別に市町村が実施する分については、ある程度必要な財政支援を行うということが示されました。その中で、特に介護予防あるいは生活支援事業の仕組みといったようなところで具体的にいろいろな施策がこれから示されてくると、このように思います。この中で、泉南市が実際にやっている施策でありますとか、あるいは新規の施策等が示されてくると思いますけれども、このことにつきましては、今後また我々としましては、どういった事業を展開できるかということも含めまして検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（角谷英男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 上山議員のチャイルドシートの貸し出し等について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、道路交通法の改正によりまして、平成12年4月1日よりチャイルドシートの着用が義務づけられることとなってございます。いわゆるチャイルドシートは、おおむね0歳

から8カ月ぐらいまでの乳幼児のベビーシートと4歳ぐらいまでのチャイルドシート、それ以上のジュニアシートに分かれているところがございます。私どもとしましては、お子様の安全を考慮、施行前であってもなるべく早く保護者の方が購入していただくように、広報により既に啓発活動を行ってきたところがございます。

お尋ねの貸し出しにつきましては、貸出対象者、また貸出期間の問題、また貸出期間満了後の衛生面でのメンテナンス等、課題も大変多くございまして、本市におきましては、全員または一部におきましても貸出事業を実施するのは、大変困難ではなからうかと考えておるところでございます。よろしく御理解くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、ごみ問題につきまして御答弁申し上げます。

家庭から排出される生ごみ、いわゆる厨芥ごみは、全体の約3割程度であると言われております。本市におきましても、この生ごみを減量するとともに、堆肥化してリサイクルするため、堆肥化容器を平成3年度から約750世帯に順次提供してまいったところがございます。内容としましては、コンポストとボカシ密閉容器の提供でございます。今後につきましても、自然の浄化、還元を考えた循環型システムを進めるため、容器等の提供を検討してまいりたいと考えております。

また、ごみの減量化のための有料化については、大阪府廃棄物減量化リサイクル推進会議におきましても調査検討が行われているところでございます。今後とも環境への負荷とならない広域的なごみの減量化を進めるとともに、有料化につきましても、大阪府廃棄物減量化リサイクル推進会議の中で各市と調整しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。
教育指導部長（西坂恭明君） 給食センターでの生ごみの処理について御答弁をさせていただきます。

生ごみの処理についてでございますが、給食セ

ンターでは毎日4,500食の副食をつくっておるところでございます。仕込み、調理時に出る野菜等の切りくず並びに各小学校ごとの給食後の残飯は、すべて給食センターで回収し、残飯処理用脱水機でタマネギネットに入れて水切りをし、業者に収集に来てもらい、ごみ焼却場で焼却しております。給食センターでは生ごみを減らすという意味からも、残飯の量を参考に献立を工夫したりしているところがございます。

さて、ごみのリサイクルにつきましては、近隣の市町におきましては、本市と同じように脱水の上、焼却しているようですが、和泉市の1つの小学校におきましては、テストケースとしてコンポストを導入していると聞いております。また、バイオテクノロジーによってごみを分解し、堆肥化する方法など認識しているところがございますが、今後関係部局と相談しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） すべての公共施設につきましては、障害のある方も、また一般の方も利用されて初めての公共施設でございます。特に、道路につきましては、移動を確保するという意味で障害者にとって一番身近な公共施設であるという考えを持っております。これにつきましては、当然人の手をかりずに自分で行動できるということが基本でございますので、バリアフリーの考え方は常々持っておるところでございます。

現在、歩道の整備につきましては、新しくつくる場合、改良工事を加える場合は、大阪府の福祉のまちづくり条例を遵守いたしまして整備をしているところでございます。少しずつではございますが、実施を行っております。特に、福祉のまちづくり重点地域といたしまして、平成8年度に信達樽井線、この付近を中心にして基本的な計画を立てておるところでございます。

ただ、既存の道路の歩道整備に関しましては、道路構造令上の基準でございます2メートルを確保するには、用地とか、そこに建物が建っているということで補償を行わなければならないということが多くございまして、苦慮もしているのは事

実でございます。

段差につきましては、これも障害物である電柱とかその他の工作物、これらの撤去、これについても引き続ききめ細かく対応していく予定でございますので、よろしくお願いたしたいと思いません。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

入札問題について市長の方から、いろいろやってきて、今回やるのが今考えられるベターな方策やということで、1年間試行した中で、それがよければ継続的、永続的にやっていきたいという答弁がございました。

この入札問題に関しては、やはり貴重な市民の税金を使う事業でありますので、より公平性、公明性、透明性が求められていってると思っていますので、先ほど壇上で申しましたように、やはり何かあるたびに談合情報がある、そのたびに職員があっち行きこっち行きして事情聴取をします。これはやっぱりやらんでもええ仕事をやるとるんじゃないかと。そういうためにも、やはりこういう入札制度が定着できるような形で、今後関係各位におかれましては、ちゃんとこれが実際できるような形でやっぱり見守っていく必要があると思うんですけども、その中で1つ提案というか研究していただきたいのは、今インターネットの時代になってきております。そういう中で、やはり最終的には事務の合理化等を含めた中で、やっぱり電子取引による入札制度というのも今後の課題の1つに挙がろうかと思うんですけども、その辺については市長としてどのようなお考えをされているのか、ちょっと御答弁願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、電子商取引、いわゆるインターネット取引が非常に発達をしまっていてあります。私も先般からインターネットをやっているわけでございますが、その中で比較的簡単にそういうID登録ができて、そして物を購入できると。引き落としはカードということで、簡単にできるようになっております。

こういう入札制度そのものがそういうインター

ネットでの入札なり何なりということまでは、まだ聞き及んではおりませんが、いずれそういう方向ということも考えられるのではないかとはいえます。当然、セキュリティの問題とかいろいろあると思いますが、今後いろんな角度から、この電子商取引ですね、これがシステムのにも充実してくるというふうに思いますので、我々の方も可能な限りそういう研究もしてまいりたいというふうに考えます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 今、市長の答弁、今後ともやっていってほしいと思いますので、よろしくお願いたします。

それと、消費税のことですけど、2年間の指名願のときに出していくという形ですけども、今消費税の納付期限については、期間はどのようになっておるんですか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 済みません、今手持ちの資料がございませんが、多分3カ月に1回ではないかというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 私がなぜこんなことを聞いたかというのは、やはり指名願を出してその時につけた証明書というのは、何もメンテしなければ2年間生きてくるわけですね。しかし、先ほど御答弁あったように、3カ月、3カ月の納付期限があるという形になれば、やはりそのとき発生する入札事件については、直近の消費税納入証明書をつける必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

議長（嶋本五男君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 上山議員の御質問の中にあります消費税関係の納税証明書の取り扱いについてでございますけれども、この件に関しましては、従来から所得税等についても納期未到来という場合も申請いただく形になるかと思えます。

と申しますのは、私どもの方が受け付けさせていただいておりますのが、物品の場合が2月、建設工事関係については3月に指名願の受け付けをさせていただく関係上、3月末日まで納期のある

税等につきましては、一部納期末到来ということで完納されておられない状態が発生してまいります。この場合につきましては、受け付け終了後、納期が来たものについて速やかに納税関係を行っていただき、その段階で再度、納期末到来分についての納税証明書を添付していただくという形にさせていただきます。その場合、直接影響する入札あるいは指名につきましては、納期末到来でございますので、この件に関しましては指名を留保させていただくということで、業者さんの入札参加があり得ないという形で処理を進めさせていただいておるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） なぜ、こういうことを言うのかですけど、やはりこの消費税は国民が広く納めて、預かり金としてその業者の方が預かってもらうてる税金ですわね。そういうやつを運転資金等、営業資金等に転用されては困るわけなんですよ、実際。それがほんとに福祉目的税みたいなとこがあって、先ほど壇上でも言いましたように、泉南市にも5億数千万円の交付金が出てきているわけですので、その辺の取り扱いについては、より厳しく公平にやってほしいと思いますんで、今後ともよろしく目を光らせてやっていただきたいと思います。

次に、財政改革についてお尋ねしたいと思っております。

答弁の中で時間外手当について報告があったんですけども、過去5カ年の実績を一応報告された中で、人件費で40%ほど減少、金額で33%、人件費に占める割合で1%の減少ということで、努力されてる姿がはっきりと認められるわけです。つまり、流動的に発生する手当と固定的に発生する手当、つまり努力すれば減らせる手当と制度を変えていかなければならない、どうしようもない手当があると思うんですけども、先ほど事業部長は39ある手当と言われましたが、1つ多分窓口手当が減ってるんで、現在残ってるのは38やと思うんですけども、そういういろんな手当がある中で、1つ僕はちょっとおかしいなと思うのは、その中の1つで、条例の中を見ますと、ごみ

収集点検作業手当ですか、ごみ収集車の点検、整備、作業に従事する職員について日額250円の手当を支払うよと。

当然、公用車に乗るに当たっては、始業点検というのは、これは法で義務づけられてると思うんですけども、こういうやつにまだ手当を出しているということ自体が僕はちょっとおかしいんじゃないかと判断するわけです。今後、見直しをしていくという前向きな答弁ございましたので、これ以上は言いませんけども、やはりほんとに必要な手当は何ほでも出したらいいと思うんですけども、整合性のないような手当については、やっぱり精査していくべきじゃないかと思っております。

次に、機構改革の中で事業部と下水道部が一緒になりまして都市整備部となったとき、今まで下水道部の職員に支払われていた下水道事業事務従事手当3,700円の取り扱いはどういうふうになるんですか。その辺、お聞かせください。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 機構改革で下水道部という名称がなくなるということの御指摘でございますけれども、現在、特殊勤務手当の対象となっております下水道事業の事務事業自体はなくなるわけでございますから、現時点で個別に下水道部に所属する職員に支給しております下水道事業事務従事手当がなくなるというふうには考えておらないわけでございます。下水道の事業、仕事自身が今後も組織機構が変わっても引き継ぐということでございますから、ただ、条例上の表現とかその辺については、当然考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに考えております。

それと、現在取り組んでおります特殊勤務手当の見直し等、関係団体と協議を行っているわけでございますけれども、その中で現在39項目という発言をさせていただきましたが、その中で見直し、全体を見直していく中で、整合性というのは、各1項目1項目個別に協議を行っておりますので、その中できちとした整理はしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番(上山 忠君) この下水道事業事務従事手当については、6月の本会議でも多分質問させていただいたと思うんですけど、やはりそのセクションに行った人すべてにこの3,700円という手当がついてるわけですね。今回機構改革した中で、今の答弁の中では、下水道にかかわる仕事をするんやから手当としては残るんじゃないかというふうな答弁でございましたけども、こういう機構改革をするに当たって、その中でいろんな現状にそぐわない点については、この際やはり見直しをしていくのが本来の作業じゃないかと思うんですけども、その辺についてはどうのお考えをされていますか。

議長(嶋本五男君) 中谷市長公室長。

市長公室長(中谷 弘君) 現在、特殊勤務手当の見直しということで取り組んでおるわけでございます。特殊勤務手当といえますのは、やはり著しく危険とか不快、不健康または困難な勤務、その他著しい特殊な勤務で給与上の特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料の調整額の適用で考慮することが勤務の態様などから適当でない場合に、勤務の実績に応じて支給する手当ということの考え方で、現在、関係団体と協議をしているところでございますので、その中で各手当の項目についてどうあるべきかということについて協議して、整理するものは整理するという考え方でございますので、御理解賜りたいと思います。

議長(嶋本五男君) 上山君。

18番(上山 忠君) 今後ともやっていくというその答弁を期待して、一応これで終わります。

続きまして、介護保険ですけども、先ほど島原先輩の方が介護保険についていろんな質問をされましたんで、これについての再質はやめさせていただきます。

続きまして、少子化対策についてのチャイルドシートの補助についてです。

これはある新聞に載った投稿ですけども、若干読ませていただきたいと思います。

先日、チャイルドシートの勉強会に行き驚いたことがある。新生児は専用のものを使用しなくてはいけないうこと、その価格の高さの2点である。2人目を平成12年5月に出産すれば、5歳上の

子が使っていたチャイルドシートを使わせようと思っていた。しかし、それは使えず新たに購入しなくてはならないのである。価格も普通のチャイルドシートなら4万円以下だが、新生児から使えるシートは7万から12万と高い。たった3カ月のために新生児用のチャイルドシートを買うというのは、何か割り切れない気持ちでいっぱいである。少し価格が下がらないものか、行政から助成してもらえないのか、行政の方から新生児用のシートのレンタルをしてもらえないだろうか、と願う私は母親失格なのだろうか、と。

新聞の中にこういう投稿があるわけですけども、確かに今少子化ということでいろんな形が出てきております。先ほどの答弁の中で、貸出期間、対象、返却、メンテナンス、いろいろ課題が多いため貸し出しは困難であるというふうな答弁がございましたけども、しかしこれらについては、やはり世の中全部が全部裕福な方ではございません。特に新生児、乳児等を抱えている家族は、かなり所得的に見ても平均から平均以下ぐらいのところにあると思うんですけども、そういう方々に1つの方策として支援してやるのも行政としてのサービスじゃないかと思えますけども、市長、この辺についてはどのようにお考えですか。

議長(嶋本五男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 行政がそういうことをやっているところもございしますが、本市の場合、その対象者が非常に多いということ、ですから仮にやったとしてもごくごく一部の方にしか届かないということになると思います。

それから、この基金を活用してやれというお話でございしますが、これは3カ年の限定であります。じゃ、それが終わったら一般財源でずうっと継続していかないと意味がない話ですから、未来永劫とは言いませんが、かなり長期にやらないといけないう問題があります。ですから、市民すべてにそういう恩恵が受けられない。仮に抽せんとしても、当たった方、当たらない方、それぞれまた差ができてしまうということもございします。ですから、行政としてそこまでやるということについては、やはり非常に難しいというふうにお考えしております。

ただ、今は車なんかを購入したらそこが一定、例えば1万円ぐらい預け入れ金でそのチャイルドシートをセットで手当てするというようなところもあるようでございますから、それはやはり購入者の責任において対応していただくと、利用者の立場からしていただくということがいいのではないかと。その少子化の基金については、市民すべてのお子様なりが活用できるようなもので還元していくというのがいいのではないかとこの考えを持っております。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） ここにももう1枚あるんですけども、京都府宇治市はこのほど国から交付される少子化対策臨時特例交付金を活用し、その一部を市内の公立・私立幼稚園、保育所で使用するチャイルドシートの購入費用に充てる考えを明らかにしたと。この少子化対策基金がこういうやつに使われないというのは、僕も重々承知はしとるわけですけども、しかし、それは市長の考え方1つで、この交付金は使わなくても一般財源の中から何とか工面してやろうかというのも、市長の考え方1つでできると思うんです。ですから、それについては、今後子供は毎年毎年生まれていくものですから、ことし、来年だけの施策じゃなしに、将来的に向けた施策の中で、これも1つあるよということを頭の隅の方にでも置いてもらったら僕はよろしいんじゃないかと思うんです。

何分までですか。

議長（嶋本五男君） 4分までです。

18番（上山 忠君） ごみ問題について一応答弁あったんですけども、やはり生ごみについては、いろんな施策をやりながらボランティア等の力をかり、それからエコ農園とコンポスト、それからボカシ等についてやっておられるし、それに対して助成されているのについては承知しておるわけですけども、しかし今これだけの取り組み方で果たしてこの生ごみというのが減っていくのでしょうか。

特にお聞きしたいのは、公共施設、先ほど言いました給食センター、それから小・中学校から出る生ごみについて、回収して水切りして専門の業者に委託し、焼却処分をしてるというふうな答弁

があったんですが、やはりこれらについても、ほかの自治体はいろんなところでいろんな取り組みをされてますし、こういう一番身近なところからでも生ごみの機械的処理を取り入れていくのが、今後の生ごみ減量策の市の姿勢としてやっぱり僕は必要じゃないかと思うんですけども、その辺についてはどういうふうなお考えをされてますか。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 先ほど御答弁申上げましたが、現在生ごみ等の減量化につきましては、大阪府の廃棄物減量化リサイクル推進会議におきまして種々論議、検討が行われておるところでございますので、それらと同様、本市におきましても減量化につきましては全力を挙げ対策を講じてまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく御願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 横並び政策とでもいいですか、他市と一緒にやっていこうという考え方は、そら必要だと思うんですけども、やはり今泉南市が抱えている問題等々を考えた場合、市独自としてこれだけはやっていった方がいいんじゃないかというふうな施策もたくさんあると思うんですけども、独自でこういう給食センター、小・中学校の残飯については、環境問題の観点から見てもコンポスト化するのが私は1つの方策じゃないかと思うんです。しつこいようですけども、これについては市長としてはどういうふうにお考えですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 上山議員はみずから自分の御家庭でも生ごみ処理機を導入されて減量化に取り組んでおられるということをお聞きしまして、大変心強く思っております。御指摘いただきました例えば給食センターのようなそういう公共から出るごみの処理、脱水して焼却してるわけなんですけど、それでまず行政として模範を示すべきだということだと思います。

先ほど教育指導部長がお答えしましたように、かなり大きな量の問題でございますので、通常の小さな施設で処理をするというわけにもまいらないというふうに思います。ですから、今全国的にもいろんな新しいそういう中規模の処理機、ある

いはコンポスト的な処理機も開発されているよう
でございますから、我々の方も十分検討をして、
研究をして、そして我々の給食センターになじむ
ような施設、それからコスト的なものも含めて導
入できるような施設があれば考えてまいりたいと
いうように思います。とにかく、まだちょっとな
かなか多くのメーカーではないというふうにも聞
いておりますので、まずいろんな資料を導入して
調査検討をしてまいりたいというふうにご考慮
しております。

それから、個人の方はいろんなグループで、あ
るいは区でやっていただいております、そのと
きにはエコ農園なんかの借り上げなんかで我々
の方も若干お手伝いをさせていただいております。
ですから、そういう輪を広げていくような啓発な
り協力ということをお願いしていただければいけ
ないというふうにご考慮しておりますので、積極的
にそういう面では取り組んでまいりたいと考えて
おります。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 市長の答弁、期待して聞
いておりますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、ごみの有料化ですが、これは
やはりある程度これだけごみがふえてきた中で、
ごみを発生する人の責任というのも最近はある程
度言われてきてる中で、やはり一定量以上のごみ
を出す人については有料化という方策もあるかと
思います。そういう形で、島根県の出雲市は、
出雲方式というふうな形でこういう形もとられて
おりますし、これらについては、1市単独ででき
る事業ではないと私は判断しております。

ことし総務常任委員会にて視察に行った新庄市で
も、やはり13か14市町村が1つの運動団体と
なって有料化を進めていったというふうな話も聞
いておりますので、これは泉南市単独ではできる
話ではないので、今後の研究課題として、やはり
ある程度の量を減らした人にはそれなりのあれを
してやると、それから多く出した人にはやはりそ
れなりの負担をってもらうという考え方が今後の
進め方じゃないかと思っておりますので、これに
つきましては一応研究課題ということで、よろしく
依頼をしておきたいと思っております。

それと、歩道のバリアフリー化でございますけ
ども、答弁の中で自分で行動できるのが基本であ
るというふうな答弁がございました。もっともな
ことだと思っております。それを助けてやるのが
行政だと思っております。信樽線の方をモデルと
してやってるというふうな答弁がございましたけ
ども、そのモデルの信樽線であっても、市役所の
26号線から旧の26号線くらいまでが何とか通
れるかなという感じでした。そのほかのところを見
ると、やはり障害物が多い、段差が多いというふ
うな形になってきております。前回、奥和田議員
が歩道上の電柱について撤廃のあれをされたとお
聞きしておるんですけども、それについても数本、
二、三本程度で終わってしまっていると。やはりこ
れらについては、地道な活動が必要じゃないかと
思っております。

それで、これはつい先日あった話ですけども、
旧26号線の歩道を夜中に歩いて、暗くて段
差のあるところでつまづいて足を負傷し、3週間
ほど入院しておられた方が実際おられます。そう
いう方々、被害者が出てからでは遅いので、遅々
として進まんと思いますが、これらについても一
生懸命、やはり共産党じゃないですけども、
市民が主人公という形の中でやっていってほしい
と思っております。これについては今後ともずっ
と見守っていきたいと思っておりますので、どう
ぞよろしくお願いいたします。

時間1分前ですけども、これで終わります。

議長（嶋本五男君） 以上で上山議員の質問を終
結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 3分 休憩

午後1時17分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

次に、8番 松原義樹君の質問を許可いたしま
す。松原君。

8番（松原義樹君） それでは、皆さんこんにち
は。第1翔政会の松原でございます。ただいま議
長の許しを得ましたので、平成11年度第4回定
例会に当たり、大綱第4点につき質問を進めてま
いりたいと思っております。

さて、私もこの壇上に立つこと11回目でございます。13回与えられた機会のうち11回ですから、質問自身もタイトルもかなりダブってきたりするように自分でも思うとるんですが、同様の質問であったとしても、以前より掘り下げたり、また、その後どのような対策がとられ解決したのか、また解決に向かっているのかを検証、確認していくのが議員としての私の責務であると思ひ、再質問等々をさしていただいております。質問に対しては明快な答えと経過の説明等をお願いし、通告に従ひ質問を進めてまいりたいと思ひます。

大綱第1点目、環境問題について質問いたします。

1つ目として電磁波公害についてでございますが、過日市民の方より、自動車のオートロックというものがあるんですが、それのかがりが悪いと。それから、電磁波が体に悪影響を及ぼすということを知ったんですが、どのような事例があるのかを教えてくださいというような問い合わせがありました。私も興味もあり二、三の文献を当たったところ、雑多な電波がきょう現在ここの中でも飛び交ひ、人体に対してさまざまな悪さを働いているということを知りました。

自動ロックは、かぎ本体から発する超短波、いわゆるVHFというものなんですが、つまりFMラジオ等の電波やテレビなどの電波と同じもの、これを発して作動させているのでございます。混信を起こしやすい状態であることは確かなんですが、特にタクシー会社の無線交信とか高圧送電線の下ないしは携帯電話用の鉄塔等々について、この3つが先ほどの住民の方には、そこにおられる住環境が3つの複合汚染といひましようか、相乗効果によってこのようになったと思ひます。

12月の初め、この議会に向けてですが、住民代表の方お1人、私と関西電力から3人来ていただき、環境課より1人、計6名で会合を持ちました。その席上、電磁波がもたらす健康被害についても話題を持ちかけたのですが、明快な答えは得られずじまいでした。つまり、関西電力さんは電圧の範囲といひましようか、いわゆる高い範囲の電圧でございますので、100ボルトとか50、

そのくらいまで、高圧でいうたら関西電力は50万ボルトで送電をしてるんですけど、そういう意味で少しまともな答えはいただけませんでした。

以上の観点から、環境部署には電磁波の公害に対する認識と対応策ですね。これをお尋ねしたいと思ひます。

それと、総務の方においては、電算機といひますか、このごろはやりのといひようか、コンピューターの関係のそういう職場で働く女性の被害というのは、かなり多く出ております。あと、そのことについては再質問する時間があればお話しはさせていただきたいと思ひんですが、いわゆるコンピューターを使ってる、きょう現在の泉南市の中でもそれに対する対応についてお聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

それと、環境問題の2点目です。ことし6月でしたが、オオタカの営巣が2カ所で確認されました。その後についてちょっとお聞きしたいのですが、私、つい先日といひましようか、12月の2日、堀河ダムの上流でオオタカを確認しましたと言ひたいんですが、私自身オオタカを初めて見た状態ですから、それがオオタカであったかどうかわかんのですが、ただのタカでない、いわゆるカラスでもなかったという状態を見ましたので、そういう意味で精悍な目、そしてまたその飛び方も、ハトのような飛び方といひようか、茶色くてハトのような状態であったことは確かです。そのものが、6月の議会でも質問しましたが、オオタカの営巣により基幹農道のルート変更の問いに対して、生態調査をしてその結果により考えたいという答えであったと思ひますが、きょう現況の対応策についてお答えください。現在ストップ中なのかどういふ状態かですね。

また、2羽目といひようか2つ目の農業公園の近くにおったこのオオタカについても、工事に対する影響とか、そのことについてお答えいただきたいというふうに思ひます。

次、大綱第2点、道路問題について御質問いたします。

第1点目、国道26号線沿ひの高木対策についてお尋ねいたします。

平成10年の12月議会であったと思ひます

が、私、質問し、高過ぎて泉南市は森林かとぐらいにしか思われてないの違うかというようなちょっと冗談の言い方をして指摘をしたと思うんですが、その高木が今現在、その対応の中で少し低くするとか、住民の方々とのお話でいろいろと対応がとられてると思うんですが、それについてきょう現在の対応についてお知らせください。

2点目、樽井南泉寺より馬場幡代を通り岡中林昌寺に至る市道南泉寺大師線、これは平成11年の3月でしたか6月でしたか、議会において舗装の欠落部について全面舗装を要望いたしました。その後の手法とか進捗について、お答えいただきたいと思います。

また、信達樽井線沿いには公社所有の道路用地が多々見受けられますが、東洋クロスの社内を通るといいますか、高架部も含めて進捗状況と完成年度といいますが、これの予定についてお知らせいただきたいと思います。お答えください。

大綱第3点目は、財政問題でございます。

昨日の議員の方々、また朝からの先輩島原議員等々、財政問題についてはたくさん言われて、私も答えとしてはある程度わかってるんですが、でも何とかしてきょう現在苦しんでおるこの泉南市を救うためといっていますか、新しい見地から考えてみたいと思います。

泉南市の財政が逼迫していることは、予算案を見るにつけてもわかるのですが、もう崩壊寸前です。平成14年には赤字再建団体に転落するだろうとも言われております。岬町が赤字再建団体を経験しておりますが、自治省よりの出向者に支出1つ1つをチェックされ、また投資的経費はゼロに等しい査定で、道路舗装もままならぬ状態であったと聞いております。これもお聞きしたとこなんですが、また東京で石原知事がいわゆる本給の4%のカット、期末・勤勉手当の10.5%の削減とか、愛知県での給与調整手当ですか、3.5%、ボーナスの8から10%カット等々を打ち上げておりますけど、それについての答えはきょう現在出ではありませんが、泉南市でも行革の中で定期昇給——約8,000円と聞きましたが、定期昇給の12カ月ストップといっていますか、おくらすといっていますか、ということで組合側に要望してる

ということはお聞きしましたが、それに対する進捗はいかがなっているか。

また、私はこれは言いにくいといおうか、我慢していただくという意味で、本給にも手をつけるべき時期に来てるというふうに思うのですが、数字を言えと言うと怒られますから言いません。それに対する方針は、石原知事のいわゆる本給4%よりもっと大きい状態でないと、泉南市が14年じゃない、13年になるかもわからないというような状況であるということから、思い切った対応を進めていただきたいというふうに思います。

それと、義務的経費の増大が10年前より約2倍となっております。その分投資的経費が減少してきておるわけですけど、平成8年の68億円が平成10年度には18億円と、半減どころか4分の1になろうとしております。68億円でこれだけの仕事できてたのが自分とこのお金がないから、18億円ほかないから、もうこのくらいの仕事しかできない。それがいわゆる教育予算とかそういうところへしわ寄せが来ているような気がしてなりません。そこら辺についても、教育関係者として教育の担当といっていますか、については頑張ってください、未来の子供たちといおうか、未来の泉南市を担ぐといおうか、その子供たちの教育費を減らすことについては思い切り頑張ってください、そのように思います。

また、お隣の阪南市では、早期の退職の優遇対策として、本市でもやっておるようなんですが、例えば50歳の方が早期に退職される、またどこそこへ新しい職を求められるというときには、退職されたときに20%、51歳の方、1年すると18%、52歳では16%、ずうっといくと60歳でゼロになって退職、満額といおうか、そういう状態でプラスアルファがないんですけど、そうした条例は泉南市でもあるんですけど、それに阪南市では3割アップして早くやめていただくとかというような形をとって、高齢者のいわゆる義務的経費の支出を少しでもとめようとかいような感覚で施策を進められているようにお聞きしましたが、それについて泉南市はどういうふうに対応していくのか。また、泉南市の実績といっていますか、どのような状態であるかの報告をいただきたいと

いうふうに思います。

大綱の第4点目、住宅問題について質問をいたします。

第1点目として、市営住宅の住民の皆さんより提訴された所有権移転登記の裁判の進捗についてお答えをいただきたいとします。

また、昨日の井原議員の質問に答え、マスタープランの実行には約40億円が必要だと。そしてまた、3住宅の用地を処分すれば、超概算であるということは何回も言われましたけど、13億円、こういう数字が出ましたが、日付がまあいうたら去年の7月でという答えがあったと思います。もうことしの7月1日には、全国のいわゆる地価の相場というんですか、それについてはもう出てますので、およそ超概算での数字であることはわかるんですけど、少なくともことしの数字で答えてほしかったということだと思います。そのような、言いにくいですけど、超概算でのいわゆる議会答弁は、議会軽視といおうか、ということにならないかというふうにも思います。13億円の算出基準を明確にしてお答えください。

それと、そのままその超概算を私も超概算で割りますけど、13億円をきょう現在、3団地の方々の65軒で割ると、ちょうど2,000万円になるわけですね。このことについては、今裁判闘争でこういう状態になった原因の中に、こちら辺の超概算でいろいろとお話をされたり、そういう対応が裁判の状況になったんじゃないかな、こういうふうに私は思うのですが、違ってるところをうまく答弁していただけたらそんなうれしいことはありませんけど、その点についてもお答えください。

2つ目、市営住宅跡地の売却の進捗について、毎議会ごとに確認はさせてもらっているのですが——ということは、行政財産から普通財産になった件です。9月議会で長岡住宅の売却に向けての測定の補正予算が承認されましたが、その進捗についてお答えいただきたいというふうに思います。

また、昭和61年ごろに3団地の測量、きょう現在言われてる砂原、氏の松、高岸、この3団地の測量を今回の長岡の補正予算と同じような状況やと思うんですが、測量について同様の予算化をされた。そしてまたそれが執行され、決算書の

何ページにその数字も私は持っております。そういう意味で議事録を見ましたが、その資料というんですか、きょう現在、測量された資料、それから、超概算じゃないと思うんですが、その時点の昭和61年の金額、それも入ったような書類は今現在あるのかないのか、どこに今あるのかについてお答えいただきたい、そのように思います。

それと、3点目に入ります。新しい住宅政策について提案したいと思います。

住宅問題が裁判の場に持ち込まれたことにより、この問題自身がタブー視された感があるんですが、決してそうではないと思います。住宅困窮者に市営住宅を建設し、低家賃で入居してもらうという施策については、今も存続しているはずでございます。

マスタープランにより建てかえをするためには、数々の、先ほどの40億円、売るためには13億円で売る、そのお金を出すには2,000万円という話を聞くにつけて、住民の方々の多大な協力をいただかなければ、しかし裁判の場に持ち込まれた以上、それも望めません。一審、二審、三審と数えたら、10年待っても解決できないと思われまます。裁判闘争の陰になったようですが、住宅困窮者に対する住宅の供給事業についてどのように対応するのか、お答えください。

私は、堀病院前の市有地に5階建て、50戸ぐらいのこれも超概算で言わせていただきますが、50戸掛ける1部屋といおうか、1軒当たり500万円としましょう。五五、二十五、約25億円のお金があれば、先ほどの13億円を必要としなくても、40引く13は27になります。そういう意味では、少なくとも25億円であるならその方々をほってもという言い方じゃないんですが、50戸の市営住宅ができるのじゃないかなということで、私は提案したいと思います。

以上で壇上での質問は終わらせていただきます。明快なお答えをいただきたく思います。以上でございます。

議長（嶋本五男君） ただいまの松原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 環境問題のオオタカのその後の状況でございますけれども、本市山間部2カ

所に営業しておりましたオオタカでございますが、農業公園整備地近傍の営業地につきましては、大阪府農とみどり環境の整備公社が7月上旬よりその生態調査を実施いたしております。

それによりますと、オオタカのひな3羽は7月中旬ごろに無事巣立ちまして、9月末の調査では幼鳥も営業地を離れ、付近では観察されていないと聞いております。私どもの工事工程や工事場所の調整といった事業上の配慮も、一定の効果があったものと考えております。平成10年度までの進捗状況は、農業公園整備は31%、また花卉団地造成は83%となっております。粗造成がおおむね完了している状況でございます。今年度も生態調査の実施や専門家のアドバイスを得るなど、オオタカの生息にも十分配慮しながら工事を進めてまいりたいと考えております。

また、基幹農道予定地付近のオオタカのひな2羽につきましても、新聞報道等によりますと、同じく7月上旬ごろ巣立ちをした模様でございます。基幹農道につきましては、昨年度一部測量作業に着手しましたが、オオタカへの配慮の観点から今年度は現地での作業を中断している状況でございます。今後は、本年9月に設置されました泉南工区オオタカ調査委員会での審議に基づきまして対応を検討していくこととなっております。

先般から産経新聞朝刊にこのオオタカ問題、連載でずっと続いておりました、けさで最終ということだったんですが、それによりますと、絶滅のおそれのある種ということになっておりますが、オオタカは全国的にかなりの数がいるのではないかとという報道もなされております。それと、もう一つ、比較的里山に近いところでの生息が多いということで、結構里山あるいは人間といえますか、との共生については意外とうまくやっているのではないかとというような報道内容もございました。

ですから、泉南で発見されましたオオタカ、あるいは愛知県でもありましたけれども、これを契機としてもう一度全国的な分布、あるいは絶滅のおそれのある種に本当にそうなのかということも含めて、再調査をする必要があるのではないかとという記事が載っておりました。

我々といたしましても、今後ともこのオオタカ

と共存できるような基幹農道あるいは農業公園の事業として、今後とも緑資源公団とか、あるいは農とみどり環境の整備公社でありますとか大阪府と連携を図りながら事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松原議員の環境問題の電磁波公害について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、信達変電所付近住民から電磁波と思われる影響により自動車ロックキーの不作動、また健康への影響についての苦情等があったところでございますが、私どもとしましては、事業者である関西電力岸和田営業所に連絡を行い、関係付近住民の方に説明をするよう求めたところでございます。その結果、去る12月9日、議員同席のもと、関西電力より電磁波の測定を行うとともに、付近住民の方には調査結果の説明をいたしてございますが、一定の御理解をいただいたものと考えておるところでございます。

また、健康への影響につきましては、国内外の公的機関では、居住環境における電磁界が健康に有害である証拠は認められないと報告されておるところでございますが、今後につきましては、市民の皆様方に正確な情報を伝えていただくよう関西電力株式会社には強く要望を行ってまいりたいと、このように考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 松原議員御質問の財政問題の中で人件費の関係、それと早期退職の措置についてということで御答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在、本市の置かれている状況は非常に厳しい局面を迎えておりました、この難局を乗り切り本市の再生を目指すためには、職員一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところでございます。

現在までの人件費の削減でございますけれども、先ほども御答弁いたしましたように、超過勤務手当の縮減や特別職の給与のカット、それと管理職手当の10%カット等実施をいたしておるところ

でございます。

さらに、その実行効果を上げるために、先ほど松原議員言われましたように、本給にも手をつける時期に来てるのではないかという御指摘があったわけでございますけれども、本市の行革を市一丸となって進めるということの中で、ことしの2月でございますけれども、定期昇給の12カ月の延伸、手当の見直し、出張旅費の日当の廃止等について関係団体に申し入れを行っているところでございます。現在、その協議の協議中というところでございます。また結論には至っておりませんが、できるだけ早い段階でその辺の整理をした中で結論を見出したいというふうに考えております。今後とも、財政上、特に人件費のことについているような御意見をいただいておりますので、その辺についての努力はしてまいりたいというふうに考えております。

それと、早期退職優遇措置の関係でございますけれども、先ほど松原議員から阪南市の例を出していただいたわけでございますけれども、府下でも阪南市以外に堺市、それと北摂では守口や箕面が今の退職条例のプラス上積みをしてその対応を図っておるところでございます。

本市の現在の状況といたしましては、先ほど申しましたように、退職条例の中で定年前の早期退職という項目ですね。5条の2項がございますけれども、その中で一定の上積みをした中での支給ということで早期退職を行っているところでございまして、その内容は、先ほど松原議員言われましたように、50歳以上ですね。それと1年について2%ということの額の加算額でございますけれども、それに対応いたしておるところでございます。現段階ではそれ以上の退職制度についての創設ということについては、現在は考えておらないというのが実情でございます。

ただ、近隣、阪南市さん等が今年度実施したということの中では、やはりその辺は参考になる面もあるのではないかというふうに考えておりますので、その辺の状況等は今後調査をしてみたいと思いますけれども、まだ新たに創設するということまでは至っておりませんので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、道路問題からお答えをさせていただきたいと思います。

第二阪和沿道沿いの高木の対策の件でございますが、この問題につきましては、昭和62年の第3回定例会で緑地帯改善の請願に対しまして安全対策に関する意見を付し、採択されているところでございます。その後、建設省におきましては、交差点部分の植栽の刈り込みなど一部安全対策が実施されたものの、抜本的な対策の実施までは至っておりませんでした。

その間、地元の関係者より、沿道土地利用の活性化の観点から植栽帯を低木化せよとの要望書、また側道の防犯上の観点からの安全対策を求める要望書、及び住環境を守る立場からの植栽帯の保存を求める要望書など、それぞれ市に対して関係者の署名を添えて提出されているところです。当然、市といたしましても、このことは管理者である建設省に速やかに進達をいたしたものであります。

その後、建設省と具体の対応の協議について精力的かつ継続的に粘り強く行ったところ、平成11年の初旬には国道26号沿道環境検討委員会を立ち上げることとなりました。5月20日には第1回の委員会が開催されまして、合計4回委員会を持たれて一定の結論を得るに至ったところでございます。

内容といたしましては、関係者へのアンケート調査でも85%が現状の改善を望む結果であり、当委員会といたしましても中低木の伐採に加えて、路面から4.5メートルまでの高木の枝打ち、さらに二、三メートル程度の間隔となるように間伐を行い、季節感のある木を補植するという案で合意形成を得ることができました。具体には、市道信達樽井線から府道泉佐野岩出線の間をモデル区間として事業実施する計画となり、また事業実施のときは、市の広報掲載並びに事業箇所への立て看板等の設置を行い、市民への周知徹底の措置を図っていくということとしております。

以上がこの問題に対する現在の取り組みでございます。

続きまして、道路問題の2点目の南泉寺大師線の整備についてでございますが、前回の議会でも議員から御質問がございました。南泉寺大師線の整備についてお答えをさせていただきます。

この市道は、樽井より馬場幡代を經由いたしまして岡大師、林昌寺参道へ通じる古い時代からの道路でございます。この市道につきましては、沿道関係区からも整備の要望がなされているところです。幹線市道につきましては、最低幅員が4メートル以上確保することを道路整備の基本方針としておりまして、道路整備につきましては沿道関係者の理解、協力等が不可欠なものでございまして、まずその点につきまして意思統一される必要があると考えております。

以上のような観点から、事業の必要性を念頭に置きつつ、事業着手まではまだ少し越えなければならないハードルもあるように考えられますので、今後とも整備について検討してまいりたいと存じます。

続きまして、道路問題の第3点でございますが、信達樽井線の事業進捗についてお答えをさせていただきます。

信達樽井線につきましては、現在の計画内容で都市計画決定がされたのが昭和61年の3月19日でございます。起点が和泉砂川駅前から始まってりんくうタウン内の幹線道路につながる延長2,710メートルの都市計画道路でございます。市内の中心道路として、都市軸を形成していく役割を持つ重要な路線であります。当該道路のうち、国道26号より市道樽井大苗代新家線までの間は既に完成しており、供用開始されております。市民の利便性の向上に寄与しているところでございます。

次に、現在事業認可を受け事業展開を進めているところは、府道の堺阪南線よりりんくうタウンまでの間でございまして、延長約742メートル、幅員につきましては20メートルから35メートルとなっております。今のところ、事業内容は先行買収地の買い戻しを主に実施し、買い取り申し出にもそれなりに対応するなど、主に用地権原の取得に努めているところです。

また、今議会に府道堺阪南線との交差点部分に

右折レーンを設置する補正予算を計上させていただいておりまして、今年度内に事業を完了したいと考えております。今後とも、早期の供用開始に向け事業努力を行っていきたく存じます。

続きまして、住宅政策、住宅の訴訟の関連についてお答えをさせていただきたいと思っております。

市営住宅の裁判の進捗でございますが、今までに計4回の公判が大阪地裁堺支部において開かれており、原告である入居者側から、またあるいは泉南市の方、双方から書面でもってこの事件に関しての経過説明や考え方、主張等を証拠書類とともに裁判所に提出をしている状況でございます。そして、今後はそれぞれの主張に対して、認めるものであるのか、それとも否認するものであるのかの議論に進んでいこうと考えております。市といたしましては、答弁書や釈明を求められた事項に関する書面等、あるいは証拠資料は一刻も早く裁判所に提出し、一日でも早い決着をとる考えで全力を挙げる所存でございます。

それと、3住宅の敷地の処分の件、前日の井原議員の御質問にお答えをさせていただきました13億円の適否の問題でございますが、これについては、私ども泉南市といたしましては処分は考えておりませんでしたので、具体的な積算をすることはどうかという気がいたしましたので、平成10年の7月付で出されました国の基準値の近隣の価格をもとに積算をしたものでございまして、余り具体性を持たない数字でございますので、失念していただいても結構ではないかなというふうに思っております。

それから、御提案ございました既存の公営住宅の敷地以外に新しく公営住宅を建設すればどうかということでございまして、住宅政策の中にそういう考えは持っておりません。現在、公営住宅の敷地を利用いたしまして、新しく住環境の整った住宅建設を検討するというところで進んでおります。

それと、3住宅に対する敷地の丈量関係の測量、これは古い話でございますが、昭和60年度に実施をいたしましたところでございまして、現在その成果品と、そういうものは探しておるわけでございます。当然市役所にあると思っておりますが、現在の

ところまだ見つかっておらないのが現状でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 住宅跡地の売却の進捗状況でございますが、長岡住宅につきましては、議員御指摘のように補正予算で測量委託を補正計上いたしまして、現在、委託発注準備に取りかかってございまして、年内に業者を決定いたしまして、11年度中に土地境界確定を完了したく思っております。

長岡住宅を含みます6住宅の居住者の皆さんに対しましては、払い下げの意向について聞き取り調査を行ってきたところでございまして、大筋では、単価等の問題はございますが、基本的には皆さんその御意向であるというふうに認識しております。

今後、土地境界確定及び聞き取り調査の結果を踏まえまして、払い下げの方針等の検討を行いまして、早期に払い下げができるよう努力してまいりたいと思っております。払い下げの条件等が整った住宅につきましては、できれば11年度中におきましても行っていくような形をとりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、順次再質問させていただきます。

環境問題の中のオオタカについて市長さんからお答えいただくとは思わなかったのだけれんですけど、再質問の中で、きょう現在、冬季の間営巣してその場を離れたのがどこに行ってるかとか、そういう若鳥といおうか、親鳥も含めてどういう生活をしているのかということに少し目を当てていただかないと、オオタカの習性というのは、私これも本を読んだ、そういうものですから、ここに書いてある状況だけで判断させていただかなければならんですが、いわゆる同じ営巣といふんか巣を何回も何回も使うと、毎年毎回使うと。ということは、きょう現在ある基幹農道横とか、それから農業公園の横、ここの巣をもう一度親鳥が使うか小さい方、幼鳥が使うかわかりませんけ

ど、そういう状態で1つがいがいくやろうと。

そうなると、今度計5羽ですか、5羽がどういふふうにつながるか、それとも別なところのオオタカにつながるやろうとは思んですが、そういう1組、2組をつくってどのくらいの範囲で住んでいくかという状況についても、ある程度知っておくといおうか、しないと、ただただその基幹農道のルートを変更しなかったらあかんのか、それとももうそんなに、先ほどのお答えを少し聞くと、数千羽あって、このオオタカについてはかなり人なれしてて、そんなにそんなに気を使わなくても十分営巣といおうか、新しい巣をつくってでもしていけるような市長の御答弁やったと思うんですが、それについて再度お答えいただけたらというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私もおととい見に参ったわけでございますけども、農業公園の方は既にもぬけの殻でございますが、この時期はオオタカが移動するのではないかなというふうに専門家の方からも聞いておるところでございます。親が同じ巣を利用するという事は、かなり執着心の強い鳥だということを知っておりますのであるわけでございますが、子供がその親の巣を利用するということはないと。かえって、親は成鳥になると追い出すということを知っておりますのでございます。

また、基幹農道に近接するオオタカのつがいと申しますか、これについては、これもどこに行ったか現在はわからないと。巣につきましては、かなり貧弱な枝に巣をしておりましたので、現在は落ちておるといふことでございます。

また、オオタカの行動範囲、これにつきましてはかなりの広い範囲でございますので、追跡調査ということも必要ではないかと思うわけでございますが、この冬の季節になると、また営巣できる場所と申しますか樹木と申しますか、これを探すということを知っておりますので、年が変われば、1月、2月ごろにはまた舞い戻ってくる可能性もあるということございまして、そのときには追跡調査を両方とも行うという考えを持っております。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） そんな貧弱なところにおったんか、落としたんか知りまへんけどね。落としてないですわね。それやったらいいんですが、とりあえずかわいそうといおうか、そういう観点から今私は質問を進めましたけど、いや反対に今度は人間が住むこと、人間が使う道路をそのオオタカ1匹で何ですらさなあかんねんという感覚も多少は持つわけですね。

そういう意味では、やはりどちらを大事にするかというときには、自然をとにかく取り込んでといおうか、そういう自然との共生を図りながら、どうかルートを選定等これも考えていただきたい。でもそのことによって何億余分にかかるということでしたら、先ほどの話じゃないですが、少しはすみ分けというんですか、人間様も住めるような場所もつくっていただきたいというふうに思っています。

2つ目、先ほどの環境の方のいわゆる電磁波のことなんですけど、先ほどの答えではちょっと寂しいといおうか、今後も電磁波というのはそれだけ健康被害を与えてるんやという観点から、どうかもう少し勉強していただいてといおうか、そちらの方の書籍を読んでいただくだけで、かなりのいわゆる知恵というんですか、そういうことがつくと思いますから、どうかよろしく願いいたします。

私が知ってる範囲内のこと、ちょっとオーバーになりますけど、先ほどの総務の方でコンピューター作業をされてる方の健康被害というんですか、これについて何も今答えてくれてませんから、私が知ってる範囲内のことを少し言うといいたいと思うんですが、これは日本での状況じゃありませんが、アメリカとかカナダ、ここのコンピューターを使う業界、このコンピューターから出るいわゆる磁波というんですけど、電磁波というのは、1ミリガウスといいます。その1ミリガウスを長時間、毎日8時間ずつ働いて、大体女性が結婚するまでの4年、5年おるとします。その状態の—資料がここにあるんですけど、68人の方がその後伴侶をあれされて結婚されます。その上で、数字はきっちり言わなあきませんので言いますが、

68人のうち38人やったと思います。38人が流産してある。そして、死産が1人、そして障害児を持つ。その障害というのは、長時間同じ状態で磁波を受けると、白血病とか脳腫瘍、こういうものになるということをおっしゃっています。その状態のものがかなり出てるということでございます。

そしてまた、高圧線の下では大体200ミリガウスといいます。先ほどの1ミリガウスを長時間受けてその方がそういう流産をするとか、それは家庭の中ですから余り出てこんものなんですけど、それを調査するとそうなんです。WHOという保健機構があるんですが、そのもので調べても同じような資料が出ております。それだけを特殊に挙げたからそういう数字が出てくるかというたら、そうじゃない、そういう方に目を向けるということらしいです。

余り時間がないので、次に入りたいと思います。財政問題の中で、先ほど来1、2については聞いていますけど、3番目のいわゆる義務的経費が増大して10年前の2倍になってると。10年前より義務的経費が2倍になって、数字では自分の力で、市独自の建設とか土木とか、そういうものを使うお金が4分の1になっている。これについて、これも入ってくることをふやさん限り、出るものをとめない限りどうにもならんわけですね。どちらかの状況やと思います。

ですから、こんだけしかないお金、68足す11は79ですか、それだけしかなかったらどういふふうにするかというたら、何か新しい道路をつくってくれとか、あそこを改造してくれとか言うたって何にもできないわけですね。そういう意味でこれについてどういうふうにご検討されているのか、お答えがなかったので、これについてちょっとお答えください。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 答弁漏れで失礼いたしました。確かに、議員御指摘のように、義務的経費が年々増大してきているということは、事実でございます。その一方で投資的経費につきましては、特に関空の開港を控えたということがございましたし、そのためにおくれていました都市基盤

整備を急速に進めてきたという状況がございました。

そういう中で、特に平成で申しますと5年、7年、8年では、投資的経費に60億台という投資を掲げてきたという状況がございます。これは特に個別で申しますと、総福の建設とか、あと埋文センターとか、それぞれの箱物の建設に特に投資をしてきたという結果がございます。

現在、一定程度、都市計画事業におきましても、まだそれぞれ個別では課題を持ってございますが、基本的には突出したそういうような事業というのが余りなくなってきてございますので、今後は年次の計画のもとに着実に今の財政状況を踏まえながら進めてまいりたいと思っております。そういう中で、義務的経費につきましては、人件費等要るものは要るんでございますけれども、今公室長が答弁しましたように、できる限り切り詰めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、私は15分までやと思しますので……

議長（嶋本五男君） 16分までです。

8番（松原義樹君） ありがとうございます。住宅問題について入っていききたいと思います。

先ほどの話、超概算のままで、それで私は先ほども議会軽視じゃないかというような言い方をしたんですけど、そのままいって、平均をとったって、どう見ても60万円なかったら65戸、35坪で計算、掛け算をしていって13億円になるのですが、13億円になるらしいといおうか、それだけ地価が高い砂原住宅のことについては一応わかるのですが、きょう現在、去年積算された数字と今現在、ことしの数字とでは、もう10%近くというんですか、そういう数字のダウンを見っております。そういう意味では、去年の樽井の地価が1平米当たり24万6,000円です。それがことしの7月、21万6,000円になってます。3万何ぼ減ってるわけですね。そういう数字を見るにつけても、やはりちょっと概算過ぎると違いかと。ことしはことしの話をして、やはり議論をもう少しきっちりした状態にしてほしいというふ

うに思います。

それは意見にしておきますが、それより発注されたこの工事です。いわゆる氏の松とか樽井の砂原、高岸に対して、名前ははっきりそこでは出ておりません。でも決算書を見ると、氏の松には140万円、それから砂原の測量には110万円、高岸の測量には100万円、こういうもので何を出したかというたら大体わかるんですが、一応測量図を出さして、そして確定して地価を鑑定させて、その金額は何ぼかというものを出すようにしてると思うんですが、そのものがないということも前任者からどういうふうに受け継がれたんか。ないということを受け継がれただけでしょうが、そこについてはちょっと腑に落ちません。今現在の状況を再度報告いただきたい。また、どういうんか、その状況がしんどい場合には、その61年当時課長をされとったそこにおられる上林助役、そこら辺で忘却してなかったら教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 3住宅に対する測量委託などの御議論は、平成11年の予算特別委員会で御議論いただいたわけでございますが、当然時間も経過しておりますし、所管の部署も変わっております。現在、事業部の方で保管をいたしておりますのは、地目変更を行った部分とか、測量業務の委託の契約書とか、水路とか里道とか私道などの公的な境界明示の承諾書などの決裁書でございますので、鑑定までは測量の委託の契約でございますのでやっておらないわけでございますが、事業が完了しておるといのは、これは事実でございますけれども、いろんな書類がございますが、散逸している部分もあるのではないかなということで、御理解いただきたいと思っております。鋭意努力して探すということのお答えしかできないのが残念でございますが、そういうのが今の現状でございます。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） 実は、私もきょう現在、ここに座っているという、この場所ということ考えたときには、小山さんの言われるA組かB組か

という状況からしたら、これ以上の話はしにくいんですけど、やはり裁判をしてるからというてこの問題がもう終わったとか、その困窮者に対する次の、どういうんか、状況ができないということとは、これまたちょっと違うように思います。

先ほど来聞くと、マスタープランのその裁判が終わってすべてのことができないと、皆さんに対して、住宅困窮者に対してそれができないと。いわゆるいい住宅を供給することができないという答えを受けているように聞きます。市長、再度申しわけないですが、一度市長のお言葉をいただきたい。どういうふうに考えるか。できたらマスタープランだけをほっとくんなしに、その分は新しい住宅政策といおうか、供給ということを考えられないのかについてお答えいただけたらというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の住宅政策を立てたときに、既存の市営住宅の老朽化に伴って、現在の社会における居住水準の改善も含めて、そして戸数もふやしてといういわゆる建てかえ計画というものをつくっております。新設計画はつくっておりません。

それから、公営住宅をふやすという意味では、今回もりんくうの方に高齢者の府営住宅をつくっていただくということになっておりますが、そういういろんな公的な機関のお力もかりて、そういう住宅を待ち望んでおられる方と市という役割分担をしながらふやしていくと、こういう考えでおります。

したがって、4カ所建てかえ計画ありますけれども、一度にやるということではもともとなくて、転がし方式ということで1つずつ建てて、また移転しながら変わっていただくという、そういうやり方での計画ということにいたしております。

議長（嶋本五男君） 松原君。時間がありませんので簡潔に。

8番（松原義樹君） それでは、最後になりましたけど、9月の議会で高岸住宅の屋根2戸を直すということ、こういう予算を皆さんそうさしていただいて、その予算300万円の中でどうやらお話し合いをされ、その中で9軒の家を普通のかわ

らやなしにスレートで工事をされたと、皆さんの痛みを分かち合ったというようないいエピソードというんか、お聞かせいただきました。新しい年2000年がいい年であるように念じながら、私の質問を終わります。

以上です。

議長（嶋本五男君） 以上で松原議員の質問を終結いたします。

次に12番 真砂 満君の質問を許可いたします。真砂君。

12番（真砂 満君） 民主清和クラブの真砂満でございます。議長の許可をいただきましたので、1999年最後の定例会におきまして一般質問を行わせていただきますので、皆さんにおかれましては約1時間ほどおつき合いのほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、私ごとでまことに恐縮ですが、さきの定例会終了後、同僚の北出議員と共同で議会報告を出させていただきました。中身につきましては、新聞折り込み広告で入れさせていただいたこともあり、ごらんいただいた方もあろうかと思いますが、北出議員の一般質問の趣旨説明と2人の言いたい放題という題で、発言内容を掲載させていただいた、その2つが主でした。

私自身、全市的にピラを出したことが久しぶりだったということもありまして、後援会の皆さんや友人、知人、そして全く私が存じ上げない方からもさまざまな御意見、御要望をちょうだいいたしました。その中できょう1通だけ持ってこさしていただいたんですが、このようにこのはがきの余白がないほどいっぱい書かれたようなものもございました。

中に今回の議会報告に対する批判の方も全くなかったわけではなく、そのことについては謙虚に反省は反省として今後に生かしていきたいと思っておりますが、全般的には議会としての取り組み方についての御意見が多かったと感じています。そういった経過もあり、また私の議員としての任期の最後の1年でもありますので、今回はそういったことを踏まえて質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、慣例によりまして事前に通告いたし

ております大綱4点について順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の市政運営方針の進捗状況についてお尋ねいたします。

本年3月、向井市長は市政運営方針を議会に示され、最優先課題である財政再建について、特に並々ならぬ決意を表明されました。私もその強い決意を心強く感じ、泉南市の将来に一縷の光を見た思いで受けとめたところでございます。以降9カ月が経過をし、一定の成果が出ているとは存じますが、なお私には管理職を初めとする職員の皆さんに、残念ながら危機意識を感じることはできません。申すまでもなく、バブル経済に寄った行政運営はもはや昔の遺物でしかなく、その運営に対する真摯な反省と財政の構造改革を抜きにして、21世紀に責任を果たすことはでき得ません。もっと目に見えるような形での大胆な行動展開を行う必要があると思われませんが、進捗状況とあわせてそのあたりの御見解をお示し願いたいと思います。

また、特に事務事業の見直しについて、本年は全体を見直し、民間との役割分担を見据える中、シミュレーションを行うとの答弁をいただいておりますが、私が聞き及んでいるごくわずかな範囲では、十分に市長の意向を理解されていないように感じますが、その点についてはいかがなものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、この際予算の編成時期でもありますので、来年市制30周年を迎えるに当たりどのような企画を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、教育施設設備の改善、そして学校現場での諸問題についてお伺いいたします。

今、教育を取り巻く状況は、さまざまな問題を抱え、改革改善を含め大きく変化をしようとしています。また、ニーズの多様化に加え、いじめや学級崩壊に代表される荒れが児童・生徒、保護者にとって深刻な問題となっています。

そういった状況の中において、学校現場はもとより教育委員会、保護者、地域等が一体となった取り組みが求められ、実践がなされているところでありますが、これまた目に見えたすばらしい効

果があらわれないまま、不安感だけが一方で増幅するといった残念な結果が出ています。私どもの方にも、学校や先生は何をしてるんや、また自分の子供は親の責任においてしっかり教育せよとか、もはや公立には任せられない、また泉中を目の前にして議会として何とかしいやと、等々の声を聞くことが多くなったのは、隠せない事実であります。口先だけでない一日も早い問題解決が望まれていることは、申すまでもございません。

そこで、さまざまな問題がある中で、今回は特に施設設備の改善についてお尋ねいたしたいと思っております。

1点目は、9月議会の議論を受け、教育委員会として来年度予算にどのように反映をさせていく考えなのか、また施設設備について今後の方向性をどう考えておられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

2点目は、当面するさまざまな課題について、一例を挙げさせていただきますと、大規模改修の問題、校区の問題、統廃合の問題、幼稚園における3歳児保育の問題等々を総合的に検討し、一定の方向性なり指針を示し、実行をしなければならない時期に差しかかっていると考えますが、御所見を賜りたいと思っております。

他市におきましては、幼児教育に関する審議会や教育改革審議会等を設置し、さまざまな角度から検討されておると聞き及んでいますが、教育委員会としてその点についてどうなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

大綱3点目、関空2期工事に伴う埋め立てについてお伺いいたします。

関空は東の新東京国際空港、西の関西国際空港と我が国を代表するハブ空港として、本年7月から関空2期工事が着工されております。我が市におきましても、南ルート連絡橋問題も含め全体構想の早期実現が待たれているところでありますが、現在進められている埋立工事における海砂問題について、国内砂から外国砂への変更がなされました。

私どもは、そのことについて詳しくは新聞報道で知ることになったわけですが、公有水面埋立同意時と比較すると、地元への対応はいかがなもの

かと首をかしげざるを得ません。なぜならば、当初海砂は国内砂と限定していた背景、そして変更せざるを得なくなった原因、外国砂を認可する根拠、いずれをとってみても、最もそのことによる影響を受けるだろう地元に対して、説明をする義務と責任があると考えからであります。まして一部新聞報道等によりますと、工事の一部区間において、許可前の外国砂投入や、考えることを予想だにしないヘドロ投入の疑いが報じられています。

大阪湾は決して漁業に携わっている人々だけのものではないことは言わずと知れたことではありますが、埋立同意をもらえたら後はどうにでもなる、といった姿勢はどうなのでしょう。私には飛行ルート問題にしろ今回の問題にしろ、余りにも地元民をないがしろにするようなやり口に怒りすら感じます。この間の経過の説明と、これまでにとった市の対応をお聞かせいただきたいと思えます。

また、新聞報道にあったヘドロ投入があったのかどうか、泉南市として確認をされたのかどうか、そして仮にそのような事実があったとすれば泉南市としてどうするのか。大阪府の対応とは別に独自対応の必要性を感じますが、どうなのか、お聞かせ願いたいと思えます。

最後に、市営葬儀について質問をさせていただきます。

少し古くなりますが、平成7年第2回定例会と同年第4回定例会において質問をさせていただき、この間私も市内、市外の葬儀を営む方々や市民の方に御意見をちょうだいしてきたところでありますが、泉南市としてこの間どのような検討をされてきたのか、まずお聞かせ願いたいと思えます。

共通認識として確認しておきたいことは、阪南各市で既に実施されていること、実施されている市においての利用率、数字は古くなりますが、平成6年実績でございますけれども、泉大津市では90%、貝塚市では83%、岸和田市68%、和泉市48%となっていること、また、それは昭和25年当時から実施をされ歴史があること、そして一番は市民に葬儀についての選択権があることであります。

泉南市の見解は、一番大きな問題として、業者の皆さんの営業権、市の業務量の増大で結論を見出すことは当面困難であるとの回答でありました。しかし、私自身もその答弁を受け、いろいろな方と協議をさせていただきましたが、業者の皆さんには確かに同じような意見がありました。意外なことに、逆にどうぞやっていただきたいという意見もございました。市民の皆さんからは、市の直営でなくても、市が規格を出して業者の方に協力を願う形にしてほしいという意見をいただきました。

いずれにいたしましても、新生活運動の定着が根幹をなすことだと思えますが、市民の皆さんに選択肢がないということは、行政サービス面におきまして大変不親切でありますし、不利益を与えていると言わざるを得ません。

現在の財政難の折、新規事業にお金をかけるわけにはなかなかいきませんが、方法を考えればお金をかけずしてサービス提供ができるのではないかと思われますが、市の見解を求めたいと思えます。

以上、大綱4点について質問させていただきました。どうかひとつよろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の市政運営についての進捗状況でございます。

ことしの3月の第1回定例会の市政運営方針に対しまして、真砂議員より代表質問という形で御質問をいただきまして、そのときに幾つかの答弁をさせていただいております。そのときは財政状況の非常に厳しい中、2期目の初めての本格予算の提示に当たり、どのような夢を持っているのかというお尋ねでございました。

私といたしましては、来る21世紀は夢世紀と位置づけて、人権、教育、福祉、環境をキーワードに市民サービスの向上を念頭に、限られた財源の中で最大の効果を発揮すべく、施策の内容をお示しさせていただきました。また、それと同時に現状の非常に厳しい財政危機から脱却し、健全な財政運営を行っていくための行財政改革実施計画に基づいた行財政改革の実施についての意思表示

もさせていただきます、議員皆様からも一定の御理解を賜ったというふうに考えております。

その中で、御質問の事務事業の見直しの件でございますけれども、既存の事務事業の見直し、簡素効率化を主に施策に取り組んでおり、既に新年互礼会の簡素化、地域防災計画の策定、市税前納報奨金の見直し、庁舎の駐車場の整備、せんなんエコオフィス行動計画の策定、特別職報酬や管理職手当の10%削減等を行ったところでございます。

また、本年度より市単独補助金につきましては平成11年度にいわゆる前年度比10%の削減を実施いたしました。さらに、効率的な行政運営を目指し、現在、本市行財政改革推進本部におきましてさまざまな角度から改革に向け検討作業を行っているところでございますが、その中で御質問の官民の役割分担の件でございますが、他市での実施例、既に一部については民間にお願いしていることなどの点からも考えまして、行財政改革推進本部においてそれぞれの部からまず候補をリストアップさせまして、その中からシミュレーションになじむ内容について抽出をいたしまして、現在行っているところでございます。

1つは、清掃課や衛生課のごみの収集の問題、それと双子川浄苑の処理の問題、それから保育所等におきます調理の職場においての民間委託ができないかというコスト比較や、問題点の整理などのシミュレーションを行っております。

次に、市内部みずからも行革に取り組み、市民に理解を得ていくとの考えのもとに、非常に心苦しい決断であったわけでございますが、職員の皆さんの定期昇給の12カ月延伸や特殊勤務手当の見直し、片道50キロ未満の出張に係る日当の廃止等につきまして、関係団体にその改善の申し入れを実施し、これまで数度にわたり協議を行い、本市の厳しい財政状況や今後の見通しについて説明を行い、理解と協力をお願いしているところでございまして、近い時期に一定の理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、ことし目標といたしておりました事項についての進捗につきましては、1つは関西国際空港の2期事業の早期着工を目指しておりまし

たが、議員皆様方の御判断のもと、去る3月議会におきまして埋立同意を賜りまして、既に現在2期の着工がされているところでございます。

また、行政の情報開示という中での情報公開条例あるいは個人情報保護条例の制定を目指しておりましたが、これも先般の議会におきまして全会一致で御承認を賜り、来年4月の施行というふうになっておりまして、現在その準備に鋭意努めているところでございます。

また、2期に関連してのいろんな事業につきましても、大阪府、また関空会社等にも要望書を提出いたしまして、極めて前向きな回答をいただいている部分もございます。特に下水道につきましては、流域幹線の1.4キロの延伸を市にかわりまして大阪府の方で施行していただくことが決定をいたしております。また、この4月から集中浄化槽の市移管につきましては、2カ所の団地についてその移管の実現ができたところでございます。

その他たくさんございますけれども、御指摘いただきました特に行財政改革についてを中心に、現在の進捗状況の報告とさせていただきます。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 教育行政にかかわる議員御質問の2点につきましてお答えをいたします。

まず、第1点目でございますけれども、施設設備の改善につきましては、現在、緊急、危険性のあるところや衛生環境面を重点的に改修に当たっておりますが、今後の方向性につきましては、さきに御答弁いたしておりますように、消防設備や雨漏り等の修繕を重点的に行い、また大規模改修を計画的に実施すべく、耐震診断の実施に努めてまいりたいと考えております。

教育施設の老朽化の改修につきましては、さきの9月定例議会の議決を真摯に受けとめており、可能な限り教育施設の整備充実に努めるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわしい教育環境づくりに全力で取り組んでまいりたい、そのように存じております。

次に、2点目でございますが、議員御指摘のとおり、児童・生徒を取り巻く社会状況が急速に変化する中、本市の教育行政におきましても、ソフトあるいはハード両面に改革、解決しなければな

らない多くの問題が蓄積しており、重く受けとめております。

また、これらの課題に対して、学校関係者や議会の皆様方には御心労を煩わせておりますことに対しまして、恐縮に存じております。教育委員会といたしましてもこれら諸課題の解決を図るべく、仮称教育問題審議会を設立してまいりたいと考えており、一定の方向がなされましたならば議会にお諮りをしてまいりたいと、そのように存じておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） それでは、真砂議員の方からの質問の中で、まず市政運営の質問の中で、最後に来年が泉南市市制30周年ということでございますので、どのようなことを考えているかという御質問があったわけでございますけれども、本市は市制施行以来、来年、20世紀最後の年に30周年を迎えるわけでございます。その日時が7月1日ということになっておりますので、それに合わせて我々としても財政の非常に厳しい中でございますので、余り派手なことはできないわけでございますけれども、一応皆さん方の理解をいただける範囲の中で何か考えていきたいというふうに考えております。

ことしの10月1日に泉南市市制30周年記念行事庁内検討委員会を設置いたしております。その設置の内容でございますけれども、事務としては、記念式典の企画とか記念行事の方針の決定等の内容を検討するというところで組織をいたしております。組織のメンバーといたしましては、助役以下関係部長、全部長が入って組織をした中で議論をしていくというふうに考えております。

その中での進め方といたしましては、まず委員会において基本的な方針の確立ということと、その次に行事案の提案とか記念式典の企画等について検討委員会において決め、それと必要な経費について来年度予算化をしていくということと、その後PRなり関係機関等へ協力要請をしていくというふうに考えておるところでございます。

具体的な内容についてはまだ決まっておらないわけでございますけれども、前回は記念式典を行ったときには、式典にプラス集客的な行事を行わ

なければならぬということで、NHKに依頼をして集客行事を行ったという経過がございますので、今回も1つぐらいその辺の行事も取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、細かい話につきましては、今後まだ委員会の中で決定していくということでございますので、あとしばらくお待ちをいただきたいと思いません。決まった段階では議会の皆さん方にもお示しをさせていただいて、御意見をいただくという考えでございますので、よろしくをお願いいたします。

それと次に、関空2期工事の海砂投入の件でございますけれども、7月14日から関空2期事業の埋立工事に着手されておりますけれども、目下海底の地盤改良のため、つまり敷砂としての海砂の投入が行われております。

ところが、海砂採取につきましては、環境保全のため次第に規制が強化されてきておまして、瀬戸内海など国内での確保は非常に難しく、事業者であります関西国際空港用地造成会社では、海砂にかわって山砂を代用することも考えられたようでございますけれども、水分の吸収力、沈下対策などの関係から問題があり、必要量の一部を輸入により確保せざるを得ないという結論に至ったところでございます。

その結果、用地造成会社は海砂採取地を当初予定していた国内の中国、四国及び九州地方等に国外の中国、韓国等を加える変更申請を10月6日に行い、同月26日に許可を得て、11月24日、第1陣の輸入砂が工事海域に到着したという経過がございます。

ところで、採取地の変更申請がなされる前に韓国産の海砂が投入された、あるいはヘドロが投入された等の新聞報道がございました。韓国産の海砂等につきましては、1隻分1,783立米の投入があったこと、しかし、ヘドロ投入については一切ないということで、大阪府並びに用地造成会社から説明を受けております。その後、府の指示によりまして緊急モニタリング調査が実施され、生態系への影響はないとの結果が報告されました。なお、この間に受領した関係資料は、遅滞なく議

員各位に配付させていただいておるところでございます。

今回、海砂採取地の変更は、手続的には公有水面埋立願書の添付図書の変更ということで、造成会社から府へ申請が行われ、そして許可されたという経過となっております。

なお、環境影響評価法では、アセスメントは事業の実施に当たりあらかじめ行うこととされておりまして、事業の着手後の事業内容の変更につきましては、評価書の記載事項に基づき、環境の保全について適正な配慮がなされているかどうか許認可法令で対応することとなっております。今回の事業内容の変更についてのアセスの手続はございません。

また、公有水面埋立法では、今回の添付図書の変更は、知事が付した条件に基づくものでありまして、地元市町長に意見を問うということのないものであります。

しかしながら、市としましては、今回のような許可違反の再発防止のため、今後もチェック体制の確立、許可条件の遵守などに全力を挙げるように用地造成会社に強く注意を喚起したところであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。
議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の市営葬儀について御答弁申し上げます。

市営葬儀の具体的な対応策についてでございますが、実は私ども既に熊取町の委託方式等については調査研究をいたしてございます。また、これではないいわゆる指定葬儀業者と喪主との契約で行う指定葬儀方式を調査したらどうかという御意見もございましたので、私ども既に大阪市並びに堺市等の概要の調査を行ってございます。

これにつきましては、大阪市におきますと、指定方式の要綱制定は昭和29年から実施いたしておりますが、歴史的にもかなり古いものでございますが、直近での利用率といたしますと、約16.5%の方が利用されておると聞いてございます。それと、堺市につきましても、利用率は約1割程度の方が利用していただいているとの調査報告が出てございます。

ところが、いずれの市としましては市営の葬祭場を持っておりまして、その葬祭場での葬儀が大多数を占めているのではなかろうかと、このように判断いたしておるところでございます。

本市におきまして、この指定方式では、市の持ち出しもなく、業者指定だけで行えるのではなかろうかという御質問でございますが、何分、現在私どもでは泉南聖苑計画の実現に向け事務を進めておるところでございますので、その辺との葬祭場の新設計画とも並行しながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

現状では、すぐさま取り組むとなりますと、財政問題、市内業者との調整等越えなくてはならないハードルが多々あるかと思っておりますので、早急に結論を得るにはなかなか難しい問題もあるのではなかろうかと、このように考えておりますので、もうしばらくの時間をいただきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、時間の方ももう少しありますので、議論をさせていただきたいなと思っております。

まず、簡単な方から、順番はちょっと入れ違いになりますが、御容赦願いたいと思っております。

まず、私が提案させていただきました規格葬儀の件で再質問させていただきます。たしか今白谷部長がおっしゃられたことは、平成7年当時と何ら変わっておらない、唯一変わったとすれば熊取町を調査させていただきましたと。それと、指定方式の大阪市、堺市の部分も調査をしたということだけであります。

前回は言わせていただきましたけども、役所の仕事というのは、当然昔から言われておりますように揺りかごから墓場まで、そのことが仕事であります。それぞれ市によって若干違いますが、泉南市は残念ながら病院もありませんし、墓場すら満足にない。泉南市民にとっては非常に不幸なことでありますし、行政間の格差というのが広がるばかりではないのかな。税金は同じだけ取られてサービスは受けられへん、こんなことはあってはいけないわけです。

ですから、私が提案させていただきましたように、今部長がおっしゃったように、金をかけるというのはなかなか今のこの御時世、厳しいと思います。そしてまた、かけられない状況であるというのはわかります。しかし、考え方によればできるやないかと、サービスを提供することが可能であるということであれば、もっともっと積極的にやるべきではないのかな。今の答弁聞いてますと、私は業者の方とお話し合いをさせていただきました。行政の方、その乗り越えなあかんハードルが高いのはわかりますけども、そういった努力をこの間ほんまにされたのかどうかですね。平成7年ですから4年間あったわけですから、この間ほんまに何をされたのか。時間を下さいと言いますが、ほんまにやる気があって時間をちょうだいというのか、そのうちまあ忘れてしまうわと、そういうことで時間を下さいとおっしゃっているのか、よくわからないですね。

それと、前回のときも葬儀場の建設云々言われました。葬儀場の建設すら年度が明確に出せないような状況ですね。それで、市民に納得せえというのも無理があるんじゃないかなと思うんですが、今私が述べたことに対して議論を深めたいと思いますので、ありましたらよろしく願いをしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 規格葬儀の件でございますが、当然、真砂議員の御指摘のとおり、市民の方々の簡素で低廉な葬儀をしていきたいという声が私どもにも届いておることは、事実でございます。それらにつきましても、現在、先ほども御答弁申し上げましたように、私ども当然泉南聖苑では葬祭場の建設も予定をいたしておりますので、それに先駆けこれをする場合、今後の葬祭場の、何といいましょうか、絡みが出てこないのかどうか、その辺も十分精査せねばならないなと考えておるところでございます。

現時点では、泉南市には昔からの業者と、また市外業者、市外から入ってきていただいております業者、半々程度の割合でおるわけでございますが、残念ながら各業者いろいろ御意見がございまして、意見の一致を見るような状態ではないので

はなかりかと私現在思っておりまして、今後各業者の御意見も聞きながら整理をしまいたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 部長の考え方はよくわかるんですけども、私、今回これを取り上げさせていただいたのは、市民の要望というのが一番なんですけど、やりとりをして、後で議事録を読みますと、理事者の答弁をこのまま受け取って帰ったんかなと、読んで自分自身がめっちゃくちゃ腹立ったんですね。

というのは、市の回答の中で、葬儀は市民の選択の自由がございまして、これを堂々とおっしゃられたんですね、行政の側がね。選択権は市民にありますと。確かにそうなんですけども、提供もせずに選択権だけありますと堂々と答弁されたことに対して、後々になって非常に腹立たしい思いをして、私はちょっと市外の業者さんも含めて、他市の状況も含めていろいろなお話を聞かさせていただきました。

その中で、今新家の問題とかいろいろ出てますけども、葬儀を取り巻く状況も非常に変わってるんですね。初めて調査させていただいて驚いたんですが、そういう葬儀に乗り出すというのが、旧来の葬儀屋さんだけでなく、例えばJAであるとか生協さんであるとか、またデパートであるとか、そういったところがどんどん進出をしてくている、そんなような状況があるわけです。ですから、旧来の形だけでは今後時代的にいかないのではないかなと。

だから、一方で部長が心配されるように、旧来の葬儀屋さんの営業権を守っていかなあかん。これは地元の方でございますから、そのことは行政との密接な関係上からいうと当然だろうというふうに思うんですけども、やはり行政としても市民サービスをしていくがためにも、その点はいつかは乗り越えていかなければならない時期というものがあると思うんですよ。それが一定葬祭場建設、それのときにいうのであれば、それはそれでいいと思うんですけども、それでしたら逆に今計画が出てるんですから、市民生活部長として葬祭場

の例えば年度にしたって、もっと自信を持って明らかにするべきだというふうに思うんです。それすらなかなか今の部長の立場ではできないということであれば、市民は一体何を信じて待てばいいのかなというようなことだろうというふうに思います。

ですから、あとしばらく待てということでございますから、それは課内なり係の中で十分に議論を深めていただいて、ぜひとも市民の要望に沿えるような形で検討願えたらなというふうに思いますので、要望にしときたいというふうに思います。

それと、市長の市政運営方針についてでございますけれども、今御報告いただきましたように、かなり厳しい財政の中で非常に数多くのことを今日までされてこられてるなというふうには理解をいたします。

ただ、今議会でも人件費の方でいろんな攻撃がかかってきてます。そら人件費だけを見ますと、当然占める割合が非常に高いわけでありませうけれども、私は別に職員組合の推薦をいただいているからこんなことを言うわけではありませんけれども、労働者として、部長とかここにおられる方皆そうなんですけれども、給料をいただいて生活をしているわけですね。その分をカットするということは、生活を脅かしてくる。

そういう面では、そういう賃金面でそこに手をつけるというのは、最後の最後なんですよ。いとも簡単に手をつけるということは、どうかなというふうに思います。人件費がなぜここまで高騰してきたのか、そういった原因をやはりきちっと反省をして、そこからがスタートだというふうに思うんです。占める割合が高いからといって10%カットします、20%カットします、そんな安易な形でほんとにいいんでしょうか。私はその辺だけきちっと議論としてしておきたいなというふうに思います。

市民の方の多様化したニーズにこたえていかなければいけなかったという行政背景もあると思うんです。また、閑空に伴って事業もたくさんふえてきた。だから人もたくさん要ったわけなんです。一たん雇った人を時代がこんななったから数が多い、首を切れと、そういうわけにはいかないわ

けです。ですから、きちっとした人員計画なり、そういったものが必要なんです。そのことを抜きにして、今の一面だけをとらまえて、人件費が高い、占める割合が高いと、そんなことは一方ではその反省を抜きにして言えない、この点だけきちっと指摘をしておきたいな、というふうに思います。

ただ、今の労働組合にしたって、この厳しい情勢というのは一定理解をしている。これは、私も労働組合の皆さん方と話をさせていただく中で聞き及んでおります。ただ、例えば民間委託にするにしたって、市民にとってどうなのか、このことを抜きにして、例えば今市長の方がおっしゃられましたように、清掃のごみ収集を民間委託にする、双子川浄苑どうのこうの、調理師がどうのこうの、そんなことはないと思うんですよね。まず、どうなのか、そのことによって市民生活、市民にとってサービス面が低下しないのか、サービスに不安がないのか、そういったことをきちっと出した中で提案をすべきだというふうに思うんですが、その辺についてはきちっとできておるのか、そのことに基づいて組合側と交渉されているのかどうか、その辺だけ簡単にお答えいただきたいなと思いますが、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど例示として申し上げたのは、今すぐやるということを行っているわけではなくて、民間委託、既にもうよそでやっているところがたくさんあるわけですね。ですから、そういう項目について民間委託した場合に果たして経費的にどうなのか、おっしゃったように市民サービスの面でどうなのか、あるいは職員がどの程度軽減といいますか、されて、そういう方々をじゃどういうふうに活用するのかと、こういうことについてシミュレーションしましょうというのが今年度ということをお願いしたわけでございます。したがって、そういうことについてシミュレーションするというのは当然組合の皆さんにもお話をいたしております。で、現在やっております。まだ結果が出ておりませんので、今後それを即実行するのか、あるいは現状の方がいいのかというのは、もう少したたないとちょっと結論づけ

できないというふうに思っております。まだちょっと途中でございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今、市長がお答えいただきました。それは私も理解しております。ただ、私が言いたかったのは、そのシミュレーションの中でも、シミュレーションは別にこういう厳しいときじゃなくて、通常的にやっぱり通常業務として一面でやればいいと思うんですよ、常にね。そのことがいいのかどうかということは、それを提案するとかしないとかは別問題であるというふうに思うんですけども、ただ一番大事なものは、そのことが、やっぱり市の行政というのはサービス業でありますから、市民にとってどうなのか、このことをまず一番に考えて常々行っていかなければいけないということだけをきちっと指摘をしときたいというふうに思います。

次に、教育行政についてでございます。

施設の改善については、きちっとやっていきたいということが述べられたというふうに思います。ぜひともそうしていただきたい。特に消防設備や雨漏りの修繕を重点的に行っていくという点と、大規模改修を進めるがための耐震診断をやっていくということでございますから、ぜひとも厳しい予算の中だというふうに思いますけども、やっていただきたいなと。財政当局の方におきまして、9月議会で議論なり、議決も含めて本議会でなされております。その辺も十分に理解を示しながら、今予算折衝も含めてやられていることだというふうに思いますが、その点についてもよろしく願いをしたいというふうに思います。

それと、それは当面なんだろうけども、教育にかかわって今教育長の方からも御答弁をいただきましたけども、ほんとにさまざまな問題があるんですよ。これ、木曜日の産経新聞の夕刊で見させていただいて、大きな記事で載ってましたけども、学校の選択制、学校を選べる時代になってきた。この記事を読んだら——これは余り数がない、2件ほどしか聞き合わせがなかったんですけども、これええなと、もう泉中入れるの嫌やからどこかええ学校ないですかと、泉南市もこれや

ってほしいですよというような声をいただきました。一面でこれは大変な問題なんですよ。

いろいろ校区変更を要望されている人なり、今の学校かなわんなど言うてる人にとっては、こういった方法も非常に喜ばしい方策の1つなんかもわかりませんけども、教育全体を考えるとこんないろんな問題が出てきますと、またぞろ新たな問題として頭を抱えていかなければいけないような問題だろうというふうに思います。特に幼児教育なんか、3歳児保育の問題等々を踏まえて厳しい状況になってきているというふうに思います。

ですから、そういった面では、仮称であります教育問題審議会の設置ということで前向きにつくられるということでございますから、教育委員会内部だけではなくて、外部の学識経験者なり、また教育関係者、また各方面のいろんな方々の御意見をいただく中で協議をしていただきたいなというふうに思うんですけども、資料を集める中でいろんな各市で審議会とか検討委員会とかつくられておるんですけども、これは条例に基づいた審議会とか、そんな形になっておるんですか。そのあたりはどうなんでしょうか、教えていただきたいなと思うんですが。

議長（嶋本五男君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 御指摘の審議会等々の問題でございますが、行政によって変わった形をとっております。規則で定めているものと条例によって定めているものがございまして、教育長が申しましたように、本市では条例を制定して取り組んでいけたらということでございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 私、勉強不足で非常に申しわけないんですけども、規則より条例の方が審議会という形で重みもあるのかなと、その出てくる答申に対しては重みもあるのかなというふうに思います。ほんとにいろいろな問題が山積をいたしておりますんで、ほんとに総合的にいろんな角度からいろんな形で1つの方向性なり指針なりを出せるように、ぜひともしてほしいなというふうに思います。

それと、今議会を見てましても、教育問題は私

も含めてかなりの多くの議員が質問をいたしております。教育問題ばかり集中しますもんやから、教育委員会の人たちの顔をこちらからうかがってみても、何か元気がないんですよね。特に教育長、余り元気がお見受けできません。大変失礼ですけど、ちょっとやっぱり元気を出して、指摘は指摘としてきちっと受けとめて、言うことも言うて、お互いに議論する中でやっぱりよりよい方向を導き出していかなあかんと思いますんで、お互いに元気を出してやっていきたいなと思いますんで、よろしくお願いをします。

それと、最後になりましたけど、関空の問題に若干触れさせていただきたいと思います。

どうも新聞報道で出されてこれが問題になって、海砂を変更していく。この過程がどうも非常にきな臭い思いもしますし、住民を何と考えておるんやというふうな思いでいっぱいなんです。

たしか陸上ルートするときもそうございました。当初から海上ルートだけでは不十分だということがうわさで指摘をされて、一定飛ばせば陸上ルートに変更していく。この海砂問題にしたってそうでありまして、国内砂はいろいろ規制が厳しくて非常に厳しいというのは、いろんなところで話をされてました。現実に商社の方は、国内砂という限定の中でも既に外国の方に砂を買いに行っていたというようなお話もございます。

そんな中で1つの事件が起こって——事件といいますが、こういった新聞ですっぽ抜かれたような形で起こってきて、それが変更されていく、こういう手続でほんとにいいのかどうか。今、公室長の方から、手続の問題で何らの問題もないということはおっしゃられたというように思いますが、私がいろんな関係者から聞いている範囲の中においても、新聞報道や、用地会社からいただいている資料と投入された砂の量にしたって全然合っていない。用地会社なりそういったのは、海砂を入れたのは1隻だというようなお話ではございますけれども、現実にはそんな程度の砂の量ではないというようなお話もございます。

それと、加えまして、時間の関係もございましてのでついでに言いますが、海砂は当初、中国、四国及び九州地方等——等となっておりますからそのほ

かもあり得るんでしょうけども、一定の範囲を示しながら、この付近から海砂は取るんですよというようなお話がございました。そしたら、今現実に入っている砂がどこなのか。国内砂でありますけれども、茨城県の鹿島灘の海岸で出ているしゅんせつ残土が現実に関空の中に入っているという報告が関係者の方からなされております。

こういうようなことが出てきて、一方で堺以南の関係する市町でも環境保全の問題であるとか、本議会の空特の中でも環境保全の問題で国なり関空会社等々に要望してるわけなんですけども、相矛盾をするのではないかなど。我々かてそれが知らずのうちにされていく。で、ある日突然新聞なんかですっぽ抜かれた情報の中で出てくる。こんなことでほんとにいいのかなというような思いがしてならないわけなんですけど、泉南市としてそういった情報なり、事前に入ってきていないのかどうか。そのあたりはどうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 海砂の件でお答え申し上げます。

今回、市あるいは市議会の方で公有水面埋立法あるいは環境影響評価法等の法令によって関与する機会がないということで、新聞報道のみが非常に先走って報道されたというような経過がございますけれども、私ども用地造成会社あるいは大阪府から入手した資料は、その都度議員各位に配付させていただいて、また一方でこの間の流れ、いろんな状況について詳しく説明をせよあるいはきちんと情報提供してくださいということを強く申し入れ、あるいは喚起してきたところでございます。

事は、振り返りますと、確かに2月の埋立免許の出願のときに、四国、中国、九州から国内産を取るということで出願がされた。そして、3月埋立同意という手続がなされた。7月には着工したと。もう着工して数カ月もたっていない間に輸入砂が必要となったというようなことで、いろいろ疑問を抱かれたというのは当然で、私どももその件について強く明確にせよということを申し入れました。

この間のKALD、関西国際空港用地造成会社の方の話によると、次のようなことでございます。

1期事業のときは瀬戸内から海砂を採取した。今回は四国、九州、中国という西日本全域を対象に広げて海砂の確保を図ったという経過があると。しかし、出願の少し前の2月の時点で調査をしたところ、市場におけるストック量が不明ではあるけれども、それらを考慮しても西日本エリアだけで海砂確保が十分に可能であるということであった。ところが、採取規制が厳しくなり、さらに金額の問題、需給バランスが崩れかけて、とても量の確保だけではなくて値段の高騰というのが大きく影響していると。関空の予算としては非常にしんどいということが明らかになったから、2カ月はいけるけれども、その後は不安定と考えて輸入砂の検討に入ったと。いろいろ生態系の問題、環境問題、有害物質の問題等調べた結果、これは可能であるということで、10月の6日に海砂採取の地点の変更を申請させていただいたということを申し述べられました。

そういう話をお聞きしましたが、いずれにしろ市としてはチェック体制をきちんとしなさい、品質管理をきちんとしてください、許可条件というのを厳重に守ってくださいということは、強く申し述べてまいったところでございます。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 中村室長の方からの答弁は、多分大阪府なり関空造成会社からの公式な回答をそのまま述べられたというふうに思います。それは、文面を見てもそういうような回答でございますから、私らもそれは一読をいたしております。

ただ、私がここで言うてるのは、現実とその答えが違うでしょうと。ヘド口を入れましたよという方がおられるということでもありますから、情報としてね。もし仮にそういったことがあれば、泉南市としてどう対応されるのか。そのことのお答えがいただけておりません。

それと、関空会社並びに造成会社は民間会社でございます。そこで生態系調査にしたって、その造成会社なり関空会社がやられている。これは本来でしたら大阪府がきちっと生態系調査をして、安全であるという宣言をすべきではないのかなと。疑わしい会社で生態系をやること自身、ちょっと

疑問だなあというふうに思うわけであります。

時間の関係がございましたので指摘だけさせていただいて、空特委なんかで環境保全の問題として追及をさせていただきたいというふうに申し述べて、終わらせていただきます。

議長（嶋本五男君） 以上で真砂議員の質問を結びたいします。

3時45分まで休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時47分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

2番（小山広明君） 議員になりまして11年になるわけですが、一度も一般質問を欠かさなかったのは、健康であったことも1つあると思いますし、また皆さんの御理解もあったことを深く感謝申し上げます。

政治家は、未来を語るということが大変重要な1つの仕事といえますが、問題があると思います。私も一体未来が語れるのかということになりますと、なかなかそういうスケールの大きなことは語れないわけでありましてけれども、やはりいろんな生き物の中にある1つの存在が人間であるという、そういうことを今特に肝に銘じなければならない、そういう時代状況にあるのではないかと思います。

競争社会、そしてまた共産という形ですべての財産が共同のものであるということで公の社会が管理をするという、こういう2つの流れの中で時代は来たわけでありましてけれども、ソ連がロシアという形になって、その共産という思想が1つの政治体制から消えたような状況にあるわけでありまして。

では、一方で資本主義と言われる競争社会が果たして私たちの未来を指し示すのかといえ、そのことを自信を持って言える人は、私はおらないのではないかと思います。限りなく私たちの不安をもたらしめているこの競争社会、そういうものが弱い者を踏みつけていくようなそういう社会にだれもがよしとしないことは、当然であります。

そういう点で、私たちは今初めて、一人一人の

存在、人間という立場に立ち返って物事を考えていかなければならない、そういう時代に私はあると思います。国というものも力を失い、官僚というものも力を失い、また警察という存在もいろいろな事件を起こして、私たち一人一人の思いから信頼を失っている昨今において、ではどうしたらいいのかということは今一人一人が考えていかなければならない、そういう時代であろうと思います。等身大で物を考える、市長が特に偉いわけではない、一人一人の市民と同等であるという、そういう思いを一人一人の市民も自覚をし、また長という立場にある人も、自分が一介の人間であることがだれにもまさってとうといんだということをもう一度考えていかなければならないと思います。

昨日でしたか、ある幼稚園の発表会が文化ホールでありまして、同時にそこで行われておりました書道展の中にこんな言葉がありました。自分が思っているよりも自分はもっとすてきだと、そういう言葉が書に書かれて張り出されておりました。ほんとに私たちは、自分が思うよりも自分はすてきであるということをも物考える原点にしていくことが今特に必要だということをおぼろげに得ません。

今回の一般質問では、2つの課題だけに絞って私はこの一般質問に臨みました。1つは平和な町づくり、もう一つは市民がたくさんあるわけでありまして、本当に市営住宅に入って限りある一生をこの住宅の中に住み、そして問題の中に翻弄され、裁判にまで立たされている市民の問題を解決せずして、私たち6万市民の安心や幸福はないと思うことから、この2つを取り上げて質問させていただきますので、理事者におかれましては、やはりこの議論は解決のための議論であってほしいし、意地の張り合いや自分の言い分だけを通すという関係ではなしに、本当に早く責任を持ち、能力のある人が解決をするという、そういう立場に立って、新たな立場に立って臨んでいただくことを強く希望して、質問に入りたいと思います。

だれもがこの政治の大きな願いなり目的が、私は市民が安心して暮らす、平和に暮らすということとは当然だろうと思いますし、今、世界じゅうの

ところで多くの人が戦争という犠牲になって亡くなっておる現実があります。きょうの新聞でも、200万人の子供が紛争のためにこの10年間で亡くなったという子供白書の報道がされておりました。私たちはそれは人ごとではなしに、私たちの生活とそういう問題は深く結びついておるということをおぼろげに考える必要は、絶対にあります。

私はそういうことで、3月議会から引き続いてジュネーブ条約というものを議論させていただいております。この問題は、私がこの4月まで知らなかったものであります。この国際条約をなぜこの地方議会で取り上げるかということは、この条約が国を対象としているのではなしに、適当な当局という表現で自治体を指しておるからであります。市民の一番近いところで政治を担う、責任を担う、幸福にする責任を担う地方自治体こそ、市民を戦争から守る主体であるべきだというのがこの国際条約の基本であるからであります。

残念ながら日本、アメリカは、この国際条約に署名をしておりません。154カ国が署名をしているこの国際条約に国際主義を掲げる日本政府が署名しておらないのは、大変残念でありますし、憲法の上からいえば、コスタリカに次いで日本は武力を持たない、軍隊を持たないということをおぼろげに明記した憲法を持っている国が、民衆を守るための国際条約に加盟しておらないというのは大変残念であります。

せんだって、キルギスの方で拉致事件がありましたが、あのときにやはり日本がこの国際条約に入っていないことで、強くそういう無防備な市民を武力攻撃をしてはいけないという主張ができないということが新聞でも報じられておりました。そのようにこの国際条約は、市民を守るために有効な条約であります。

泉南市には非核平和都市宣言があり、市長の答弁でも、非核だけではなしに反戦という意味でもこの宣言は大きな意味を持っているという前向きな答弁がなされました。そういうことから、私はやはり世界でまだ1つもないこのジュネーブ条約の趣旨を踏まえた地方の平和条例をぜひ泉南でつくる意味があると思います。いずれどこかでつくられていくでしょう。既にこの条約の制定運動は、

そういう行政のこれまでの実態を今の市長が、市政が解決しなければ、私は明るい泉南の未来はないと思います。

そういう意味で、間違いがあることを私はとやかく言いません。しかし、間違いがわかったときに正す行政であっていただきたいと思います。そして、2000年を迎えるに当たって、すっきりして2000年を市民のために働く行政になっていただきたいと思います。どんな短く見積もっても、行政がやると言う限り最高裁まで行くと考えるならば、この問題は永遠に続いて、おそらく今の入居者の中に何人もこの世を去る方がおられるはずであります。私はこのような経緯を考えると、政治市長があると思います。行政的な思考ではこの問題は解決できません。大阪府や国にも働きかけて、政治家としてこの問題を解決するために努力していただく、そういうことをぜひ考えていただいて、市長の答弁をいただきたいと思います。

問題を整理いたしますと、測量図がきょうまで出てこなかったことについての問題についてはっきり行政としての対応を示していただきたい。そして、もう一つは、行政の中で二重地番が解消しておりながらも、そのことが時の市長にも知らされておらなかった、それはその当時の稲留市政だけの問題ではありません。その後の平島市政にしても、そして現在の市政にしても、その間にもこのことは隠されておったわけありますから、この問題は大変重要な問題でありますので、責任ある答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど無防備宣言のことを申し上げましたが、私も知らなかったということで、こういうジュネーブ条約を本当に一人一人の国民に知っていただきたいということで、2万2,000枚のステッカーをつくって今全国にこのことが広がりつつあり、毎日新聞などでも1面でカラー刷りで報道されている実態があります。そういうことで市民の皆さん、議員の皆さん、行政の皆さんも、ジュネーブ条約というものがあり、市民を具体的に守る国際条約があるということを肝に銘じて、平和な泉南市をつくるために一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

ます。

議長（嶋本五男君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 小山議員からの質問でございますが、一番最初に久しぶりにいい言葉を聞きまして、政治家は未来を語るというふうにおっしゃいました。書きとめておきました。

それから、質問のまず第1のジュネーブ条約の件でございますけれども、これにつきましては、我が国はジュネーブ条約には入っているわけでございます。ただ、追加議定書には署名をしておられないということでございます。これまで2回小山議員より同趣旨の質問をいただきまして、そのたびに平和についての私の考えを述べさせていただいております。

また、本議会におきましてもさきの質問者にも御答弁させていただいておりますが、再度私の平和についての考え方及び平和施策について、御答弁を申し上げたいと存じます。

国際平和と安全問題については、歴史が証明し伝えるように、古代国家誕生以来、外敵の侵略を防ぎ、平和で安全な日常社会をいかに確保するかということは非常に難しく、有史以来私たちが先人たちより引き継いだ重要なテーマの一つと考えております。

そのため、この平和と安全のため、全人類、全世界が今もなおこの課題に絶え間ない努力を行っていることは、万人の認めるところでございます。我が国におきましても過去に悲しい経験をもとに、戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認と、世界にも類のない平和憲法を有し、今日まで国民の平和と安全の確保に努められてきたところでございます。

また、本市におきましては、昭和59年12月26日に非核平和都市宣言を議決されておりまして、その宣言文を常に尊重する姿勢のもと、本市におきましては毎年8月を非核平和月間と定めております。この非核平和月間には、市民の皆様と戦争の悲惨さ、平和のとうとさについてともに考える機会とさせていただきますとともに、平和の集いという特別な日も設けておりまして、市民と行政が一体となった平和施策を講じているところであります。

なお、議員御提案のジュネーブ条約追加第1議定書、いわゆる国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される議定書に基づく議論につきまして、国においても議定書に若干の疑問や検討の余地が残されていると聞き及んでおりまして、本市といたしましては、今後も本議定書に係る動向を見守ってまいりたいと考えております。

それから、議員御指摘ありました、その宣言をする者は適当な当局ということにはなっておりますが、しかしながらこの第59条、無防備地域というものは、1つは、いかなる手段によっても紛争当事国が無防備地域を攻撃することは禁止すると。

それから、今おっしゃった適当な当局の前に、2といたしまして、紛争当事国の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近またはその中にある居住地区で、敵国による占領に開かれているものを無防備地域と宣言することができるということになっておりまして、これはあくまでも紛争当事国ということでございますので、我々は今こういう紛争当事国ではございませんし、そういうことを想定しているわけではございません。この点について、小山議員は紛争当事国とらえておられるのかどうかもお聞きをしたいというふうに思います。

それから、敵国による占領ということでございますから、敵国というのは敵の国を想定しておらないといけないわけで、紛争があれば当然相手方が敵国に該当するのかわかりませんが、そういう状況には全くございませんので、今の無防備地域そのものを適用するとか、それを宣言するという状況にはないと思います。

また、おっしゃっている宣言というのは、敵国に対して申し入れなければならないということになっております。したがって、この条約に定める内容というのは、あくまでも戦時、紛争中の当事国ということになるというふうに考えております。

また、平和条例ということですが、これは昨日も御質問がございましたけれども、平和条例そのものは制定しているところもございます。主に核兵器排除というような意味の平和条例をし

いてるところもございまして、おっしゃるようにこの無防備地域平和条例というのはないというふうに思います。これは先ほど言いましたように、やはりこのジュネーブ条約というのは、あくまでも紛争中の事象に対して宣言するという理解をいたしておりますので、我が国の場合、また本市におきましてもそういう状況にないということでございます。

それから、2点目の問題で測量とか二重地番とかいう話がございましたけれども、事務担の方でまた答えさせますけれども、二重地番について私も当時発言をいたしております。これは確かに二重地番であったわけで、ということは地番が2つあるというのが二重地番ですね。それで、そういう質問を何回目かの会合のときにいただきまして、私は当時うる覚えだったわけですが、旧地番の閉鎖はされていると思いますよというふうにお答えをいたしました。

それは前にも申し上げましたように、私はそういう二重地番処理の所管外でございましたけれども、当時の事業部、当時は計画部であったかわかりませんが、今の事業部の産業経済課の農業委員会でこの旧地番の閉鎖の仕事をやっておられましたので、そういう会話は漏れ聞いておって、もう亡くなりましたが、当時の稲葉課長、農業委員会事務局長も兼ねておられましたけれども、その方から旧地番閉鎖ができたということをお聞きしておりましたので、そういう記憶をもとに旧地番の閉鎖はされてると思いますという回答はさせていただきました。結果としては、そのとおりであったわけでありまして。

以上です。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、議員確たる御質問がなかったわけでございますけれども、訴訟の当事者の事務担当者の範囲を超えない範囲でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、認識の違いに大きな隔たりがあるなという感じがいたしました。3点についてございましたが、1点目といたしまして、払い下げができない要因の認識でございますが、これにつきましては、先ほど議員、二重地番であった、また用地の

取得時に登記が行われておらなかったということが原因だということでございましたが、市といたしましては、その原因もあったが、払い下げできなかった要因ではないという認識を持っております。いずれにいたしましても、行政が3住宅については払い下げをしないと識別したのは明確でございますので、認識の違いが大きいというふうに感じました。

それと、2点目といたしまして、払い下げの要件といたしまして、必要と十分条件の認識に大きな違いがあるというふうに感じました。市長が払い下げをするという約束をされたということが、イコール行政の決定ではないというふうに私どもは認識をいたしておるところでございます。

それと、3点目といたしまして、行政の瑕疵責任についての、先ほど市長も答弁いたしました測量とかそういう事業の維持管理も含めまして、これについての大きな過失があった、また二重地番の登記が完了していることを市長に報告しなかったとか、そういうような瑕疵責任がイコール払い下げの責務につながるというような認識は持っておらないところでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 上林さんが手を挙げていますが、上林さん自身には聞いてないつもりですから、もし議論の中で必要があれば、またお手を挙げていただければ結構です。

ジュネーブ条約の問題は、もちろん戦時のことを想定した条約であることは事実でありますし、これまでも天理市とか、そういう条例の試みがされておりますし、戦時になれば宣言をしますと、当事国に通報しますということですし、戦時にならないように平和教育なりそういうことをきちっと教育の中でもやるということで、連動しておるわけです。

自衛隊といえども、やっぱり戦時を想定して置いておるわけですから、そういう点では戦時になったからすぐ条例をつくるというわけにいかない。そういう戦時を阻止していくためにも、やはりそういうものがあることが、結果的には戦時を阻止していくことになるというのは当たり前の議論ですからね。

既に政府という単なる運動をする方とかいうことではなしに、やっぱり政府が署名をして、そういう無防備な市民はいかなる理由があっても攻撃しないという、だから戦時になっても戦争に反対することを国際的に保障したと、権利を保障したということがこの意味のすごく大きいところで、市長は古代国家から云々とありましたけども、そういう具体的な戦争を通していろいろ議論されて発展してきておるわけですし、この問題もベトナム戦争が終わった後に、2年後に条約が結ばれるわけですけども、8年間の議論があって結ばれたと言われておりますから、やはりたゆまぬそういう努力をしておるわけです。

私は、紛争当事国の適当な当局というわけですから、紛争当事国自身であれば適当な当局と書く必要はないわけで、これはまさしく上からここが当事国ですよと決められるものではないし、そういう能力を持った地域、だからこれは議論の中でもあります、香港でユダヤ人が1つの自治区をつくっておったようです。これは、別にその地域の法でも認められた組織ではないけれども、実際的に力を持って、その町づくりをするときには、その地域の意向を聞かなければ町づくりができないという、そういう力を持つわけですね、自治というのは。

泉南市なんかでもいろんな区なり自治会があります。これがやはり1つの力を持ってきたときに、泉南市はその意向を聞かなかつたら市の行政ができないという、そういうことが生じてきますね。そういうことですから、単に宣言したらいいという、そういう発想ではなしに、具体的に私たち泉南市が戦争をさせない、戦争になったときには一切戦争に協力しない、そういうことで国際的にもそういう地域はいかなる攻撃もしないという、そういう保障がされておるわけですから、そういうことの運動といいますが、具体的な力を持たないと平和なんていうのは維持できないですよ。

日本の憲法でも9条があり前文があるけども、それは実際に市民が一人一人そのことに自覚し動かない限り、それはただ文字に書いただけになるわけですから、まさしく主権在民の世の中で一人一人の責任、行動がなかったら、いや泉南市には

平和条例ありまんねんと言うたって、それは機能しないわけですから、そういう点ではやはり平和の問題というのは、そういう個人の努力抜きにはあり得ませんし、世界のどこかで、私は自治体でそういうジュネーブ条約の趣旨を踏まえた平和条例ができると思いますけども、乗りおくれないうに泉南市がそういう平和条例をつくって、平和なまちなんだということで、日ごろから泉南市はそういう無防備地域宣言が戦時のときにはできるという平和条例をつくりましたよということ、世界じゅう、今191カ国あると思うんですが、そこに発信をしていくということになれば、平和のまち泉南ということが世界に展開をしていけるんじゃないかな、そういう夢をね、そういうことを私は考えて議論させていただいたんです。

いろんな特徴のある町づくりがありますけども、二番せんじじゃ余り意味がないわけですから、市長は特に平和の問題については、人一倍強い関心を持っているということの日ごろから言っておられるので、そういうジュネーブ条約の意思を踏まえて、私は行政に生かしてもらいたいと思いますし、私も議会人としてはそのことにも努力していきたいと思うので、そういう意味で言ったわけなんで、もし何か一言そういうことであれば、お答えをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市民すべてやはり平和を願っていると思うんですよ、我が国国民もちろそうなんです。ですから、平和を目指した条例をつくったらどうかという点は、理解できます。

ただ、ジュネーブ条約と、何ていうんですかね、リンクさせてというか、それはちょっとなじまないのと違うかなという気はいたしております。ジュネーブ条約は、あくまでもそういう非常事態の中で発する宣言だというふうに思っておりますし、それは条例も何も要らないわけでありますから、一定の条件さえ整えばそういう無防備地域という宣言をできるわけであります。赤十字なんかそうなんです。ですから、これと平和条例と一緒に組み合わせるといえるのは、ちょっと無理があるような気がいたしております。

しかし、平和を願うという意味については、これは私も小山議員も同じだというように思いますから、その趣旨、意思、平和を願うという考えについては、同調するものでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 戦争というのは国家が行うわけで、地方自治体が行うわけではないですね。その国家はどのような大義で戦争を起こすかといえば、市民を守るという、そういう大義が1つあるわけですね。しかし、実際はどんどん戦争が後になればなるほど一般民衆の死が多くなったという、そういう現実に入ったときに、じゃ一般市民を守るためにどうしたらいいのかという議論が、このジュネーブ条約の第1議定書に至る議論なんですよ。

だから、国に主体を置いてはいかんと。適当な当局、まさしくある意味で自由に解釈のできる文言ですよ。国だったら適当な当局と言う必要はないわけですからね。それはやっぱり学者の中でも、適当な当局はまさしく自治体を指すと、こう言っると言い方もあるわけですから、両方言えると思うんですよ。そして、そういう平和条例をつくって、日ごろから民衆を守るための国際条約の普及なり、またそういう有事になれば絶対に戦争に協力しないということをやっておかないと、過去我々の経験を踏まえても、戦争中に戦争反対と言えれば非国民と言われたわけでしょう。言えなかったわけじゃないですか。

しかし、そういう中でも多くの方が戦争反対をしたのがあるということが今いろいろと出てきておりますけどもね。そういう市民が戦争は嫌やということを堂々と言える根拠としては、自治体にそういう平和条例をつくる必要が私はあると思うんで、今後この議論は、市長だけとじゃなしに、市民ともほかの議員とも議論をしてみたいと思っております。

続いて、住宅問題で市長の方から旧地番の解消は知っておったけどという発言、それは僕はどちらでもいいんですが、この地番の解消は、そちらの議事録の答弁でも、稲留市政時代に解消がされておったということはきちっと報告されてますね。これは間違いのないですね。ここだけちょっと確認

をしておきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 当時、59年代、そして60年代には総務課長という立場でありましたので、私の方から御答弁をさしていただきたいと思いません。

質問者おっしゃるとおり、稲留市長の時代で砂原住宅の所有権移転、そして氏の松住宅の二重地番の解消は行っておりましてでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） なぜ市長は明確に前の浅羽市政のときの引き継ぎとして、不公平があつてはいかんし、一たん13団地議会で議決をしとるわけですからね、払い下げをするということで。すべてそれは議会で議決さえすれば進むという前提で出しておるんでしょうから、それはそういうことでありまして、しかし3団地が残つたと。議事録の中には、建設省の許可がおりなかったからという表現になって、そのことを行政は踏まえて、これは建設省の許可がおりなかったから払い下げができなかったんだという、そういう言い方をされてきたんですが、その後の議事録の中でも、これは1974年12月議会の議事録でも、一部は払い下げましたが、残りのものは必ず払い下げしますという本会議での市長答弁があるわけですね。86年になつても、住宅の払い下げの問題については、従前から払い下げを進めておつたようでございますが、特に氏の松住宅についての二重地番問題等がありまして、現在もいろいろと整理をするためにいろいろ作業を進めているようなわけでございますと、こう言つとるんですよ。

これは稲留市政時代の発言ですね。これは稲留さんがそこに座つとる間に篠崎さんという方が発言しておるんですから、この当時もう既に二重地番を解消しておるんですよ。そのままずっと解消しとるのに解消してない前提で、向井市政まで答弁しとるんですよ。この問題は、一体これ議会との関係ではどういうことなんですか。

そして、見つかったのは向井市政時代の6月20日から始まる議会の前の19日だつたと思うんですが、私のところに、実はこれはもう既に解消されておりましたと。どうしてわかつたのと言っ

たら、謄本を上げたらわかりましたと、こういうお言葉だったんですよ。

こんなことが単なるうっかりミス、3代の市長、稲留さん、平島さん、向井さんと、こういう時代はうそを、事実と違うことを前提に議会で議論しておるんですよ。このことは、本当にどういう問題があつたのかということを引きとるような説明をいただかないとだめなんじゃないか。これは前も一遍聞いてるんですけどね、ほとんどこれに答弁してないですよ、僕調べとるんですけど。いや、裁判になつたからそれは言えませんか。裁判とは全然関係ない話ですから。

そういうことについて、稲留さんに報告しなかつたことの問題については、保健センターでの議論で、その責任は市長にお任せしますという終わつとるんですよ。その問題が1つあるんですけどね。しかし、その後の市政もずっとこういう、できておりませんということで議論されてきた問題について、泉南市の行政としてきちつと責任ある対応をしてもらわないと困りますよ、これからの議会の議論のことを考えてもね。そう思うんですが、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私は当時の総務課長をやつておりました。当然、その当時の市長の命を受けまして、砂原住宅、そして氏の松住宅の解消に向けて、私は当時頑張つて解消をしたところがございます。

ただ、小山議員おっしゃるとおり、市長に報告できなかったという件が、やっぱり私としては以前のこの本会議でも申し上げたとおり、一定疑問を持っております。というのは、決裁の流れでございます。当時、二重地番の法務局への申請には、市長までの決裁を当然いただいております。それで、報告は聞かなかったということが、やはり私としては疑問として今現在考えております。その辺報告する必要はあるかという問題ですけども、決裁の流れといたしましては、一般的には決裁をとり、こうしますというようなことができなかった場合は、特に報告する義務があると思つています。

これにつきましては、特に懸案の事項、当時の稲留市長がどうしてもこれを処理してほしいとい

う強い指令が確かにありました。それを受けまして、私も処理に向けたんですけども、報告をしなかったというのは、やはり決裁の流れからいえば、私は疑問という形しか持たないと思います。それは常識な判断で理解をしてもらいたいと思います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、そのことは私はどうでもいいんですわ、ある意味で。それは行政がやったりすることやから。ただ二重地番を解消せえと言ったりわけじゃない。目的を持ってやったりわけやからね。それで、稲留市政は払い下げを強くしたい。東京にも行ったりわけですから、行政の人が知らんということは、さっき山内部長は、市長の約束は行政の約束ではないと、何か意味のわからないようなことを言われましたけども。

だから、何のために二重地番の解消をせえと言われたかというのは、あなたはよく知ったりわけですから、その後の業務をなぜ進めなかったのかというのが疑問です。そっちの方が疑問なんですよ。それであなたは二重地番を自分で解消しておきながら、次の平島市政においても、向井市政においても、二重地番はまだですということを僕は一生懸命言うて、まだだから今でも払い下げすると言ってもできないでしょうと。だから、逆にそれが払い下げできない原因じゃないですかと、こう言って議論をしてきたんですよ、そっちの方がつじつまが合うから。

これは中谷さんの発言ですが、建てかえ問題での議論もあるんですね。建てかえのときは、二重地番でも別にできるという発言があるんですよ。しかし、売却するとなれば、これは二重地番ではできないと。それはそうですわね、名義を変えないかんねやから。だから、二重地番を解消する目的は、明らかに単なる市が何か建てかえしたいとか市の財産にしたいからやるんじゃないしに、払い下げをするという目的、それは議会でも議論あるから知ったりと思えますが、そういう目的のために二重地番の整理を指示しとるわけですね。できたらすぐしないといけないのは、払い下げを進めることじゃないですか。それは議会でも了解をも

らったりわけやし。ただ、二重地番なり旧名義がされてないから待たされたんだと、これ市長の発言ですからね。そういうことなんですよ。

あなた、忘却、忘れたと言ったらもうそれ以上言えないですね、忘れたんやから。しかし、あなたは忘れて済むけども、約束された住民、それがあつたらできると思って待ってきた住民はどうなるんですか。だから、やった事実は知らないとしても、このことを今の行政として、過去の行政も全部引き継ぐわけですから、功罪すべて。僕はやはりこういう経過が明らかになったときに、解決できるのはもう向井市長さんしかないですよ。市民から選ばれて、オールマイティーなんですから。国の大臣といたって対等に何でもしゃべれる関係というのは、法的には向井さんですからね。だから、それをやってほしいということ言うんですよ。

いろいろ過去のことガーッとほじくり出したってね、市長、今のこんな答弁のことですわ、僕が言ったようなね。これ解決しまへんねん、こんなこと何ぼ言うたって。だから、あれを売ってどこか一カ所に、ほんとに市民が待つんであれば新しい市営住宅を建てると、これが私は金の面でも実行性の面でも一番いいと思うんです。ほかのことというのは、金にかかるし、違う条件やから嫌やという人もおるだろうし、それは、もう大変ですよ、ほかのことは。

だから市長、ほんとに今の議論を聞いて、まだ今の姿勢を続けられるつもりなのかどうか、一言お聞かせください。ほんとにこれはそういうことで解決しましょうよ。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この議論は、平成7年ですか、入居者の皆さんといるんな話をさしていただいて、一定の結論を出しております。ですから、その線に沿って進めていきたいというふうにあります。

ただ、現在、入居者の方から訴訟の提起がございますので、それは今の私の判断に対しての訴訟じゃなくて、当時の昭和40年後半から50年代のことについての、何というんですか、所有権移転登記請求の事件として提起をされているわけで

ございますから、それはそれで裁判の推移を見守ると。我々はいろんな要求された資料、あるいは我々の考えを裁判所にお伝えをしているところでございます。

ですから、継続中でございますして、まだ準備書面の段階かというふうに思いますけれども、その推移を見た上でということになります。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 私が言ってからすぐの市長の答弁ですから、もう少しこれからの議論を聞いていて、もう一遍今と同じ質問をしますから聞いてください。

今の問題でも、平成7年に結論を出したと言われるんですから、結論には実行性ということが担保されないと、これは結論にならないですよ。この結論が実行性があるかどうかということも踏まえてやらないと、実行性のないような方針というのは方針じゃないですからね。やはりもう7年やって、来年は2000年ですか、そういう時代を迎えようとしているときに、果たして市長の結論というのが実行性を含めた場合に正しかったのかどうか。私は、そういうことを柔軟に検証する必要があると思いますよ。そのことを何も責めるつもりは全然ないです。

そういうことで、市長はこの問題が何ぼ長くなってもいいんだと思ってるんだったら別ですよ。しかし、毎日毎日問題を処理していかないといけない。我々もいろんな議論がある中で、こういう議論だけをここでするわけにはいかない。そういう立場もありますよ。しかし、問題が解決しない限り、そのことは言わざるを得ないという我々の立場もあるんですね。

そういうことで、市長も助けたいし、私も助けたいと思っております。そういうことで、もう一度じっくりこれからの議論を聞いてお考えをいただきたいと思いますが、この問題、測量した目的は、払い下げをするという当時の市政の方針からいったら、そういうことでやったんですね。この問題は、今でも解決してないと思っております。解決してないのに、その書類を破棄するということはありません。いまだに探しても見当たらない。今、公開条例の中で全部今、書類はこれ

を残す、これを残さないやっとなんじやないですか。これ、探したら出てきそうなんですか。もうないと結論づけるんですか。はっきりしてくださいよ。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 探しているのは、もう相当時間も経過しておるところでございます、ただ、ないという判断は今の現在ではできない状況でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 何時まででしたかな。

議長（嶋本五男君） 47分までです。

2番（小山広明君） いや、いつ結論出るんですか。それは困りますよ、やっぱりどっちかにしてもらわないと。どこにあると可能性を考えとるんですか。ないならいいんですけど、事実やからね。ないと言うたら何かややこしいということでないと言っとるのか、ほんまに探したら出てきそうなのか、どっちなんですか、これ。もっと具体的に答えてくださいよ、まだ結論の出せない原因を。

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。静粛に願います。

事業部長（山内 洋君） 庁内にあるとする場合は、倉庫等あるわけでございますけれども、そこらあたりも一通り二通りは調査いたしました。だけど、発見できないということでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） これね、書類管理の問題もあるんですよ。市民の財産ですね、これは。あなたのもんじゃないでしょう。それでこれ、全部そういう書類というのは、家捜しせなわからんというような整理の仕方なんですか。それは問題ですよ、公の書類を。今の時点でもなおないということでは、行政はどういうような責任になるんですか、これ内部文書的には。こんな、ない、ないじゃ困りますよ、これ。お金かけて全部これ——それで契約書だけが出てきとるんですね、これ、お金全部。

測量屋さんには尋ねましたか、あるんやったらいただけませんかというて。当然それは聞く方法

あるでしょう、向こうがやっとなんやから。原紙が何か、写しか何かあるじゃないですかということとは聞けるんじゃないですか。どうなんですか。

この2つの問題、きちっともうちゃんと答えてください、もう結論出るように。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 委託をした測量の業者、これは今現在3業者とも営業を続けておられますので、お聞きしました。ある業者もごさいますし、そういうものはないという業者もごさいます。

〔小山広明君「だから、ある人にはもらうという、ちゃんとしてや。あるといたらもらうべきなんやから。一遍に答弁してよ。何か一回一回ちらちらと」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） ちょっとわからないんですけども、あるからもらうというんじゃないに、当然、当時60年度ですね、事業は完了しているんですからいただいておるといことで、2度もらうということについては、今のところ考えておりません。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） なかったら余り責任とらんでいいから、そういう対応なんじゃない。なかったら大変でしょう、どっちにしても。そしたら、やっぱり2度もらうというんじゃないに、あるうちにもらっておくべきじゃないですか。なくなる可能性ありますよ。公文書がないわけですから、そしたらあるということがわかったら、直ちにもらうという判断をするのが事業部長の責任と違えますの。

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長（嶋本五男君） 静粛に願います。

2番（小山広明君） あなたの職責からいうたってそうでしょう。ないで済まないでしょう。あなたのやった個人的なことを言うとなんじゃないですよ。事業部長としては、あるべきものがないということは、一日も早く正常な形に戻すということとは当然じゃないですか。僕からそんなことを言わんでもわかるんじゃないですか。何でそういう判断をするんですか。事業終わってませんで。目的があって測量したんでしょう。払い下げしない

ということが決定したから事業が終わったという、そういう解釈じゃないでしょう。

いずれにしても、答弁の中でも、住民の合意がなければやりませんということは、明確に一方では言うとなんですから。建てかえはしますと。しかし、住民の理解なしにはやらないということは、ひょっとして最終的にまで住民の納得がなければ考え直すということも含まれるから、そう言うとなんであって、そしたらその測量図というのは絶対要るじゃないですか。

市長、これ何回も事業部長としとるんだけども、あるものについては、ナチュラルな普通の感覚でもらうというのは当たり前じゃないですか。こんな意地の張り合いせんといってくださいよ。それなら、それだけ決着つけてくださいよ、きょうは。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昭和60年度の事業ということで、それ以降所管が動いたりしたという経緯もあるんでしょうけども、きょう時点で見つかっておらないということでごさいます。

さっき部長言いましたように、測量業者の方で、もし控えというか、手持ちである部分があるとすれば、それは当然いただけると。もう契約が終わって支払いも終わっておりますから、相手方が嫌だと言わない限りはいただけるといふふうに思います。ない部分はないで、もう一度きちっと最終的に倉庫なり探させますが、ある部分とない部分、これはないものは幾ら探してもないわけですから、一定のあるものについてはあると、こういうものだ、ない部分はこれはいたし方ありませんけども、そのあたりはやはりはっきりとしないと、いつまで探してもあいまいな形というのもしかかるといふように思いますので、ある部分については、控えなり手持ちという部分があれば請求をしたいといふふうに思います。

議長（嶋本五男君） 小山君。時間がございませんで簡単に。

2番（小山広明君） やっぱり測量図がないということに対する責任感が希薄なんじゃないですか。だから、そういうような悠長な、請求をしないということが簡単に出てくるんで、なかったら大変ですよ、行政として。あなたの個人のことを言う

とるんじゃないですよ。市民が行政に信頼しとることからいったら、ないというようなことは大変なことなんですよ、そんなもん。そのことからいったら、それはもう向こうにすぐもらうというのは当たり前のことですわ。今のことやったら、何か向こうがくれるというたらもらうけどというような発想やから、ちゃんと金も払わなあかんですよ、それは。それだけの実費は。当たり前でしょう。あなたのところに失態があるわけですから、そのことはやっぱり市長、普通の市民が納得するような対応をお願いしたいと思います。

それから、忘れとったこともわかるけども、それは許されないんでね、公務員としては。そのことは市民なり議会が納得する形の処分を市長はきちっと、どういう範囲でできるのかわかりませんが、すると言ったわけですから、ぜひして明確に示していただきたいと思います。時間がないからもう一遍答弁というわけにはいかないでしょうけども、そのことはうやむやにせずに、市長、よろしくけじめだけはしといてください。お願いします。市長、お願いしますね。お願いしますよ。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当時、決裁書類、私も見ました。当時の市長の判を押しております。登記申請ですね。ですから、当然それができた。当時最大の課題だったとすれば、確認もしているはずだというふうに私は一般論として思いますが、聞いていないとおっしゃっているんかどうかわかりませんが、それはやはり市の長としては、当然報告を受けておるはずだというふうに思います。これは当時の総務課長も、なかなか当時の方もいらっしゃいますから言いにくいものもあるんかわかりませんが、本人は疑問があるというふうにおっしゃってますので、ですからそういう形で私は受けとめております。

それから、本人に対しては、この前言いましたとおり、すぐに口頭で注意をいたしております。議長（嶋本五男君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明15日午前10時から本会議を継

続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明15日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。

午後4時48分 延会

署名議員

大阪府泉南市議会議長 嶋本五男

大阪府泉南市議会議員 東重弘

大阪府泉南市議会議員 松原義樹